

平成27年第2回那須烏山市議会3月定例会（第1日）

平成27年3月3日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 5時39分

◎出席議員（17名）

| | | | |
|-----|--------|-----|------|
| 1番 | 相馬正典 | 2番 | 小堀道和 |
| 3番 | 滝口貴史 | 4番 | 矢板清枝 |
| 5番 | 望月千登勢 | 6番 | 田島信二 |
| 7番 | 川俣純子 | 8番 | 渋井由放 |
| 9番 | 久保居光一郎 | 10番 | 渡辺健寿 |
| 11番 | 高德正治 | 12番 | 佐藤昇市 |
| 13番 | 沼田邦彦 | 15番 | 中山五男 |
| 16番 | 高田悦男 | 17番 | 小森幸雄 |
| 18番 | 平塚英教 | | |

◎欠席議員（1名）

14番 樋山隆四郎

◎説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---------------|------|
| 市長 | 大谷範雄 |
| 副市長 | 國井豊 |
| 教育長 | 池澤進 |
| 会計管理者兼会計課長 | 羽石徳雄 |
| 総合政策課長 | 坂本正一 |
| 秘書政策室長 | 福田光宏 |
| 総務課長 | 清水敏夫 |
| 税務課長 | 小口久男 |
| 市民課長 | 大野治樹 |
| 福祉事務所長兼健康福祉課長 | 樋山洋平 |
| こども課長 | 青木敏 |
| 農政課長 | 堀江豊水 |
| 商工観光課長 | 堀江功一 |

| | |
|--------|---------|
| 環境課長 | 栗 友 二 |
| 都市建設課長 | 高 田 喜一郎 |
| 上下水道課長 | 大 谷 頼 正 |
| 学校教育課長 | 網 野 榮 |
| 生涯学習課長 | 佐 藤 新 一 |
| 文化振興課長 | 両 方 裕 |

◎事務局職員出席者

| | |
|------|---------|
| 事務局長 | 平 山 隆 |
| 書 記 | 薄 井 時 夫 |
| 書 記 | 大 鐘 智 夫 |

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 4 議案第 1 8 号 那須烏山市国民健康保険診療所運営基金設置及び管理条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 1 9 号 那須烏山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 2 0 号 那須烏山市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 2 1 号 那須烏山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 3 5 号 那須烏山市立保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例及び那須烏山市立幼稚園保育料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 2 2 号 那須烏山市行政手続条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 0 議案第 2 3 号 那須烏山市職員定数条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 1 議案第 2 4 号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 2 議案第 2 5 号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 3 議案第 2 6 号 那須烏山市職員給与条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 4 議案第 2 7 号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 1 5 議案第 2 8 号 那須烏山市消防団設置条例の一部改正について（市長提出）

- 出)
- 日程 第16 議案第29号 那須烏山市手数料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第17 議案第30号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について
（市長提出）
- 日程 第18 議案第31号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第19 議案第32号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
（市長提出）
- 日程 第20 議案第33号 那須烏山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第21 議案第34号 那須烏山市こども医療費助成条例の一部改正について
（市長提出）
- 日程 第22 議案第36号 那須烏山市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第23 議案第37号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第24 議案第38号 那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第25 議案第10号 平成26年度那須烏山市一般会計補正予算（第7号）について（市長提出）
- 日程 第26 議案第11号 平成26年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第27 議案第12号 平成26年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第28 議案第13号 平成26年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第29 議案第14号 平成26年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第30 議案第15号 平成26年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）

- 日程 第31 議案第16号 平成26年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算
(第3号) について (市長提出)
- 日程 第32 議案第17号 平成26年度那須烏山市水道事業会計補正予算 (第3
号) について (市長提出)
- 日程 第33 議案第 1号 平成27年度那須烏山市一般会計予算について (市長提
出)
- 日程 第34 議案第 2号 平成27年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算につ
いて (市長提出)
- 日程 第35 議案第 3号 平成27年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算につい
て (市長提出)
- 日程 第36 議案第 4号 平成27年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算に
ついて (市長提出)
- 日程 第37 議案第 5号 平成27年度那須烏山市介護保険特別会計予算について
(市長提出)
- 日程 第38 議案第 6号 平成27年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算
について (市長提出)
- 日程 第39 議案第 7号 平成27年度那須烏山市下水道事業特別会計予算につい
て (市長提出)
- 日程 第40 議案第 8号 平成27年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算につ
いて (市長提出)
- 日程 第41 議案第 9号 平成27年度那須烏山市水道事業会計予算について (市
長提出)
- 日程 第42 議案第39号 字の名称の変更について (市長提出)
- 日程 第43 議案第40号 平成26年度那須烏山市水道事業会計資本金の額の減少
について (市長提出)
- 日程 第44 付託第 1号 請願書等の付託について (議長提出)

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（佐藤昇市） 皆さん、おはようございます。平成27年第2回3月定例会です。議会傍聴に足を運んでいただきまして、大変ありがとうございます。

ただいま出席している議員は17名です。14番樋山隆四郎議員から欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、平成27年第2回那須烏山市議会3月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日の定例会にあたり、去る2月24日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願いいたします。

◎市長挨拶

○議長（佐藤昇市） ここで、市長の挨拶及び行政報告を求めます。

大谷市長。

[市長 大谷範雄 登壇 挨拶]

○市長（大谷範雄） 御挨拶を申し上げます。平成27年第2回那須烏山市議会3月定例会の開会にあたりまして、御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、年度末にあたり何かと御多用のところ、御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

我が国の景気を見ても、消費税増税による反応減が徐々に一巡し、景気は回復基調を維持しているとされております。また、大都市を拠点とする大企業は円安の恩恵を受けまして収益の改善がされておりますが、地方の中小企業はその恩恵を受けにくく、結果といたしまして、景気回復、地域活性の実感が持てない状況にあります。

このようなことから、国におきましても、本年は人口減少問題という重要課題を踏まえながら、本質的な成長戦略が極めて重要になると考えられておりますことから、国の長期人口ビジョンと、総合戦略を策定し本格的に取り組むことといたしております。したがって、地域経済におきましても、地域活性化のためには地域の成長戦略が極めて重要になってくるものと考えております。

さて、那須烏山市が誕生いたしまして10年という節目の年を迎えております。この間、栃木県では14市町が誕生し、49ありました市町村は25市町とほぼ半減いたしました。下野

新聞では、平成の大合併と称しましてその効果や今後の課題などをシリーズで連載をしたことは、議員御承知のとおりでございます。そのほか、多くの報道機関におきましてアンケート調査を実施するなど、その効果を検証しております。

今次定例会の一般質問におきましても、議員から合併のメリット、デメリットに関し質問をいただいているところでもございまして、この10年間の評価を検証し、今後の課題に対する対応策などを十分に検討する必要があると考えております。

その中でも最大の課題は人口減少問題であります。特に、消滅可能性都市の問題は、本市にとっては衝撃的な内容ではありましたが、真摯に受けとめて、真に有効な対策を待ちの姿勢ではなくて、攻めの姿勢で立ち向かうべきと決意を新たにしたところであります。

そして、スピード感を持って、その対策を推し進める必要がありますことから、那須烏山市地方創生元年と位置づけをし、これらを好機としてとらえ、本市の存続と地域の景気回復や活性化のため独自戦略を盛り込んだ実効性のある5カ年計画、地方創生総合戦略を平成27年度に策定してまいりたいと考えております。

特に、喫緊の対策といたしましては、地域の消費喚起型対策といたしましてプレミアム率20%のプレミアム付商品券を発行し、地元消費拡大、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

さらに、地方創生総合戦略の先行型対策といたしまして、「ひとづくり戦略」と「まち・しごとづくり戦略」を掲げ、平成28年11月の烏山の山あげ行事のユネスコ無形文化遺産登録を見据えた「英語のまちづくり」に取り組み、観光ボランティア等の人材育成とJR烏山駅前整備、ホームページリニューアル、多言語化表示など、地域資源、観光資源を積極的にPRいたし、観光集客の増加による地域経済の活性化を図ってまいる所存であります。

この2つの対策は、早急な対応が必要なことから、3月補正の対応とさせていただきたく、今次定例会に提案をさせていただきます。

平成27年度の市政は3年目となります総合計画後期基本計画に基づきまして、あわせまして本市の地方創生総合戦略を見据え、選択と集中によりまして事業効果の向上を図りながら、「ひかり輝くまちづくり」を進めてまいる所存であります。

主な戦略といたしまして、「定住を促すまち戦略」ですが、積極的にトップセールスを行いつつ、企業誘致、定住促進、推進をしてまいりたいと思います。また、ユネスコ無形文化遺産登録に向け、山あげ会館のリニューアルに向けた観光拠点周辺整備を実施してまいりたいと思います。

2つ目は、「快適・便利なまち戦略」であります。特に、避難情報の伝達手段といたしまして、FMラジオ局の電波を利用したデジタルハイブリッド型緊急告知ラジオを導入し、防災、

減災対策の充実を図ってまいります。

3つ目は、「健康・子育てのまち戦略」であります。こども医療費助成を中学生修了時まで現物給付方式に拡大をし、子育て支援の充実を図ってまいりたいと思います。

4つ目は、「教育・文化のまち戦略」であります。旧下江川中学校を江川小学校とするために大規模改修工事、また東日本大震災で被災いたしました武道館建設に向けた設計業務等に取り組んでまいりたいと思います。また、スクールバスの運行拡大とあわせまして、子ども見守り隊を設置をし、学校、警察、地域等が連携をし、見守り活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

本市を取り巻く情勢は決して楽観できるものではありません。明るい兆しに期待を込め、また本市を支えていただいている企業、商工団体、自治会、市職員等との官民協働、さらに将来を担う若い世代の魅力あるアイデア等を取り入れながら、これまで一貫して進めてまいりました教育、福祉、医療対策のさらなる充実を図りながら、オール那須烏山体制でひかり輝くまちづくりの実現を目指してまいりたいと思います。

以上、新年度の施政方針について、主なところを述べさせていただきました。

今次定例会におきましては、提案申し上げます案件は、報告案1件、当初予算案9件、補正予算案8件、条例案21件、議決案2件、計41件であります。何とぞよろしく慎重御審議を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤昇市） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、

11番 高德正治議員

13番 沼田邦彦議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（佐藤昇市） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から3月19日までの17日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日間と決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力願います。

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（佐藤昇市） 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題といたします。なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました報告第1号 専決処分の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、報告をするものでございます。

内容を申し上げます。平成26年11月11日午前9時00分ごろ、那須烏山市初音9-7、社会福祉協議会烏山支所駐車場において、健康福祉課が委託契約中のやすらぎ荘管理人兼運転手が運転をする公用車、これは14人乗りバスが前方確認を怠り、駐車をしていた相手方車両に接触をし、両車両とも損害が発生をしたものであります。

なお、損害賠償額は、相手方車両の修理費及び修理完了までの代車費用でありまして、合計損害額15万6,966円全額を市が支払うことで和解が成立をいたしましたので報告をするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります、この際、質疑があればこれを許します。

9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ただいま上程されている件でございますけれども、今、報告があったものは、市のほうが加害者であった事件かと思えます。このほかに、市の関係する車両で逆に被害を受けた事故などはあるのかどうか。もしあったら、その事例をお知らせいただきたい

と思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 私どものほうで、現在、平成26年度中、今回の同じような物損事故で相手方に損害を与え、終わっている件が、今回含めて4件ほどございました、平成26年度の実績で。市のほうが一方的に受けたもの等について、ちょっと今回、資料が手元がありません。ただ、そのほか、平成26年の実績としましては、自損事故として、職員の過失も大体認められる、また、あとは飛び石とかいろいろそういうような要因はあったんですが、そういう関係で消防団の事故とか、そういう事故も含めまして平成26年中には6件の公用車による自損事故が発生しております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 自損事故は、今、聞いてわかったんですが、先ほど質問したように、被害を受けた資料はないということなのかな。後で調べればわかるんですか。じゃあ、後でお願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 交通事故は、いついかなるところで発生するかわかりません。ですから、これは人ごとではないわけなんですけど、よその市町村の職員がこういった交通事故、その他の事故を起こした場合には相当厳しい処罰を受けているようですね。これはしばしば新聞にも報道されているわけなんですけど。

那須烏山市の場合は、こういった事故を起こした場合、運転していた職員、今回は職員ではありませんが、やすらぎ荘の管理人なんですけど、具体的にどのような処分といいますか、この何らかの方法で処理をしたと思うんですけど、その辺のいきさつについてお伺いしたいと思います。

例えば口頭だけで、今回の場合も口頭の申告で済ませているのかどうか。そこを知りたいんです。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 交通事故に関しましても、懲戒等の審査規定というのがありまして、それに基づいて、もちろん飲酒運転とか人身事故等については、その規定に基づき粛々と処罰といいますか、懲戒処分等を実施しているところでございます。

物損事故等においても、ある程度過失の度合いが高いとか、また、非常に対応がまずかったりとか、そういう場合においても同じような規定に基づきまして処分は行っております。

ただ、物損事故であって軽微なもの、この判断の仕方というのもちょっと客観的にも見なけ

ればいけないんですが、それらについては報告、事故報告を受けて口頭注意で処分はしている、処分といいますか処理をしている状況でございます。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 合併後、私の記憶の範囲内なんですが、旭町付近で停車している車に公用車が追突して双方の車が大破をしてしまったというような事故がありましたね。もちろん相手方の乗車していた運転手も相当の傷害を負わせたわけなんですが、そういった場合は何らかの処分をされたのでしょうか。それに限らず、そういった具体的な処分をされた例があるのかどうか。この1点だけお伺いします。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 先ほどの人身事故につきましては、まだ係争中ですので、まだそちらについての処分等についても、1回は懲戒の審査委員会を開いたんですが、そのときにはまだ裁判中ということで処分保留でありました。ただ、その職員、退職またその以降、死亡しましたので、それらの扱いについても結審後に報告をさせていただきたいと思っております。

なお、先ほど言いましたように、人身事故とか発生時には懲戒の対象とするということですが、私どものほうの今、手元であれしているもの、過去の処分の関係の資料を持ってきておりませんので正確にお答えできませんが、それらの事案、先ほど言いましたような懲戒に該当するようなものがあつた場合は、それぞれ処分を行っております。

以上です。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、報告第1号については、報告のとおりでありますので、御了解願います。

〔「異議なし」の声あり〕

◎日程第4 議案第18号 那須烏山市国民健康保険診療所運営基金設置及び管理条例の制定について

○議長（佐藤昇市） 日程第4 議案第18号 那須烏山市国民健康保険診療所運営基金設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第18号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国民健康保険特別会計診療所勘定の剰余金の一部を積み立てまして、国民健康保険診療所の安定かつ継続的な運営の基盤強化を図るとともに将来の施設整備に備えるため、本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、市民課長から説明をさせたいと思います。何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

大野市民課長。

○市民課長（大野治樹） それでは、命によりまして詳細の説明をさせていただきたいと思っております。

国民健康保険診療所につきましては、基金に関する規定がございませんことから、これまで決算で生じてきました剰余金の積み上がりが平成25年度決算では、平成26年度の予算額を上回る約9,400万円の決算剰余金を計上するに至っております。

このことから、熊田診療所と同様に国民健康保険診療所に基金を創設しまして、財政を健全に維持するとともに、施設整備に要する経費に充てるための規定を定めるものでございます。

具体的には、お手元の議案書条例案をごらんいただきたいと思います。基本的には、熊田診療所の基金設置及び管理条例と同様の規定内容となっておりますが、ただいま上程中の基金条例では、第2条の設置、第7条の処分において、新たに施設整備に要する経費の財源に充てる場合を設置の趣旨と処分の目的に加え、将来の施設整備や医療機器購入に備える規定といたしましたものでございます。

なお、附則では、条例の施行を公布の日からとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） 9,400万円と今、金額を言われましたが、ほぼこれは七合診療所からのものでしょうか。同じ熊田のほうがほぼ毎回赤字なので、別にあるので、それをずっと投入していますよね、お金を。それに対してこれだけあるということは、この先生に対してボーナスを支給するぐらいの配慮があっただろうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 川俣議員御指摘のとおりでございます。今まで熊田診療所は独立会計で熊田診療所の会計をつくっております。大変このことも御迷惑をおかけしているんですが、今回、この基金条例、七合診療所と境診療所ですね、これが今、国民健康保険の診療会計ということになっておりますので、今後、基金を積み立てようということなものですから、主にはもちろん境診療所もマイナスではないんですね。プラスを計上させていただいております。その合体で9,400万円というような基金でございますので、大変ありがたい基金でございますので。

その今、賞与というようなことですが、そういった御提案でございますので、そのことについては、医師の給与等については那須南の医療職の医師の給与を参考として創設をした経緯もございますので、そういったバランスもございますので、それにも配慮しながら、そういったことを検討しなきゃなりませんので、そのことは建設的な御提言だというふうな受けとめさせていただいておりますので、検討させていただくということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） やはりお給料が、実は熊田の診療所の先生のほうがマイナスにもかかわらず、お給料が高いんですよ。収益を上げているほうにせめてボーナスぐらいあげるぐらいの余裕で基金をつくるなら、ちょっと配慮していただければと思ったので、検討を前向きに本当にお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 答弁はよろしいんですか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 先ほどの説明を聞きますと、平成26年度では9,000万円からの余剰金が出るというような話、私もびっくりしたんですが、平成25年度の決算では、歳入5,300万円、歳出4,600万円で差し引き736万1,000円ほどの残金、黒字にはなっております。しかし、その歳入の内訳を見ますと、一般会計から1,380万円、前年度の繰越金が420万円ほどあって、合わせると1,761万円ほどのそういった歳入があったんですね。

そのために黒字にはなっているんですが、こういった一般会計からの繰入金が無かったら、この七合診療所も実質、平成25年度は1,000万円ほどの赤字なんですね。そういう中で、私、これは今回なぜ基金積み立ての条例を制定するのかなと、ちょっと疑問を持っていたわけなんですね。

しかし、平成26年度では多額の剰余金が出たということですから、それならそれでいいと思っているんですが、ただ1点お伺いしたいことは、こういった剰余金、積み立てられるような剰余金というのは、これからも発生する見込みなんでしょうか。この1点についてお伺いします。

○議長（佐藤昇市） 大野市民課長。

○市民課長（大野治樹） その年々の診療収入、患者様からいただく診療報酬の収入についての計上でございますので、これから毎年発生するかという御質問でございますが、これらはその年の患者さんの来院の状況であるとか、そのほかの要因ですね。はやりの病気が出るとか、そういった状況もありますので、経常的に黒字になるかということはここでは明確にお答えできないということで御了解いただきたいと思います。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第18号 那須烏山市国民健康保険診療所運営基金設置及び管理条例の制定については、文教福祉常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、文教福祉常任委員会に付託いたします。

◎日程第5 議案第19号 那須烏山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（佐藤昇市） 日程第5 議案第19号 那須烏山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第19号につきまして提案理由の説

明を申し上げます。

本案は、平成25年6月に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法の施行に伴いまして、介護保険法の一部が改正され、これまで国が一律で定めておりました指定介護予防支援等に係る基準について、市の条例で定めることとなったことから、提案をするものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 命によりまして、ただいま上程となりました議案第19号につきまして説明申し上げます。

市長の提案理由にありましたように、本案は、第3次地域支援一括法の施行に伴いまして、介護保険法の一部が改正され、それまで国が一律に定めておりました指定介護予防支援等に係る基準につきまして、市の条例で定めるものでございます。

本案の内容につきましては、要支援1または要支援2の認定を受けている方への介護予防マネジメントを行う指定介護予防支援事業者について、サービスの提供にあたって基本方針、人員に関する基準、運営に関する基準、効果的な支援の方法に関する基準等について定めるものであります。

条例の制定にあたりましては、原則として健康省令と同じ基準で制定しております。従うべき基準につきましては、1つ目として介護予防支援に従事する従業員に係る基準及び人員があり、2つ目としましては、介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関するものを定めております。

なお、参酌すべき基準である記録の整備につきましては、現行基準についてはサービスに係る記録の保存年限を2年と定めていますが、事業者の質の確保向上の観点から、介護報酬の請求誤り等があった場合には、地方自治法に基づき市から返還請求することになっていることから、また、地方自治法に地方公共団体の金銭債権の時効は5年と規定されていることから、記録の保存期間を5年に延長し、介護給付費や過誤や返還等があった場合も5年にさかのぼることができるよう、一部独自の規定を設定いたしました。

それでは、条例の内容について説明いたしますので、条例案の1ページをお開きください。

本条例は6章36条からなる条例でございます。第1章は総則で、趣旨や基本方針を規定し

ており、4条からなっております。

2ページをお開きください。2ページの第5条、第6条は、第2章人員に関する基準を規定しております。第7条からの3章は、運営に関する基準を規定しております。

8ページの第31条まで25条からなっております。また、先に説明いたしました記録の保存期間を2年から5年に延長した箇所は第31条第2項となっております。

第32条からの第4章は、介護予防のための効果的支援の方法に関する基準を規定しており、12ページの第34条まで3条からなっております。

第35条の第5章は、基準該当介護予防支援に関する基準を、第36条の第6章は雑則で委任を規定しております。

この条例の施行は平成27年4月1日からとなっております。

以上、議案第19号につきまして、詳細説明を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 那須烏山市指定介護予防支援事業等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定ということでございます。

説明によれば、平成25年の6月に同様の法律、第3次一括法の制定に伴って、これまでは国が一律に定めた基準に基づいて進めていたものを、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の復興、推進を図るということで、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所の指定基準を市で定めるというふうな提案の理由でありました。

平成25年6月にもこのような改正がありましたが、昨年の6月18日には平成26年の6月でございますが、地域医療介護総合確保推進法というのが成立いたしましたして、要支援は介護給付から外され、市の事業に移行する対応。施設にその対象を要介護3以上に制限すると。3番目には、一定所得以上の利用料を2割に引き上げるといった内容だったかと思いますが、この平成25年の6月の第3次一括法の時点では、地方の側ではどのようなことを想定して、そういう地域の自主性、自立性を高める改革を整備するように国のほうに求めたのか。

それで、今回の平成26年の6月の総合法の、私どもから言わせれば改悪なんですけどね、それに基づいて、今回、制定される条例が大きくその影響を受けて、本来、国が責任を負うべき福祉の責務を市町村のほうに押しつけられるということになりはしないかなというふうには私思うんですが、その辺は心配ないのかどうか。その辺の内容について説明をお願いしたいと思います。

います。

○議長（佐藤昇市） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 地域支援一括法の関係につきましては、一昨年、平成25年の3月議会でも今議会で一部改正を予定しております地域密着型サービスの関係、2条例につきまして制定させていただきました。

これは第1次一括法に基づく地方に権限を譲るというような形ございまして、今回の議案第19号と第20号につきましては、第3次一括法によりまして介護保険法が改正されたことに伴う市町村条例で定めるものと認識しておりまして、このように、市町村がそれぞれ自主性に基づいて介護保険事業を実施できるということは、前々から国に対して地方が要望していたことで、この地域支援一括法に盛り込んでもらったものと考えております。

また、御質問の国のことを地方に押しつけるものかどうかという部分につきましては、この条例自体では押しつけるものとは考えてございませんが、逆に地方の実情にあわせて参酌、従う部分については柔軟に対応できるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） もう一度同じような話になりますが、簡単に言うと、これまでは国が一律に基準を定めて進めていた、このような介護予防支援事業が、地方からの要望もあったということですが、地域の自主性、自立性を高めるということを柔軟に対応できるということを踏まえて、法の改正がされたのだということはあるんですが、それを逆手にとつて、本来、国が進めるべき介護予防事業をそれぞれの自治体の財源とか、あるいは体制をとれないところは、それなりで結構だよということに後退する可能性も秘めているというふうに私は考えるものであります。

そこで、今回のこの条例制定については、昨年の6月に成立をいたしました地域医療介護総合確保推進法の影響を受けるのか受けないのか、その1点のみを質問しているものでありますので、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 市が定める条例につきましては影響は受けていないと考えておりますが、厚生労働省が定める基準については省令で定めております。その省令につきましては、議員が御質問の医療介護総合確保推進法の趣旨によって介護保険法が改正されておりますので、間接的には影響は受けることかと考えております。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

8番洪井由放議員。

○8番（渋井由放） 今、地方の自立とか実情にあわせてとかということを出ておきまして、第15条の（1）になりますけれども、包括支援センター運営協議会というのが中立性及び公平性の確保を図るためということで、こういうのが書いてございまして、これは利用者の方や運営をする方や専門性の高い方が委員となられるようございましてけれども、これらは今、どのようにして何人ぐらいとか、その辺わかれば。

○議長（佐藤昇市） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 那須烏山市の地域包括支援センター運営協議会につきましては、現在多分15名程度だったと記憶しておりますが、その委員会がありまして、1号被保険者、いわゆる65歳以上の方、それから、2号被保険者で40歳から64歳までの方、そのほかサービス提供事業所、民生委員の方などで構成されておきまして、年2回ほど開催してございます。

○議長（佐藤昇市） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 私、那須烏山市のホームページをちょっと見まして、どのような内容の活動をしているか、どういうメンバーなのかというところを確認をさせていただきましたが、すぐ出てこなかったというようなことでございます。

地域に任せて、地域で運営するということになれば、ここが非常に重要なところではないのか。こういうふうに思っておりますが、その辺の会議の内容や、その委員のメンバー等をしっかりと市民の皆さんに公表できるような形にはならないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 大変申しわけございません。今までホームページ上では公開してございません。会議は別に非公開ということでやっているものではございませんし、委員の名簿も非公開ということではございませんので、今後、公開する方向で検討させていただきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 誰もが年をとっていきまして、将来どうなるんだろうかという、消滅自治体と言われるところは特に問題かなと思っております。どのような議論がされているのか、また、会議があれば、公開といいますか、傍聴ができるとか、そういうところをしっかりと通知を出していただいて、市民の皆さんにも関心を持ってもらうというか、いずれ自分もその道をたどるというようなことを考えていただくのには、この運営協議会をオープンしてしっかりと見ってもらうように手配をいただければなと思っております。答弁は結構です。

○議長（佐藤昇市） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第19号 那須烏山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果

的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については、文教福祉常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、文教福祉常任委員会に付託いたします。

◎日程第6 議案第20号 那須烏山市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（佐藤昇市） 日程第6 議案第20号 那須烏山市地域包括支援センターの職員及び運営に関する条例を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第20号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成25年6月に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法の施行に伴いまして、介護保険法の一部が改正され、これまで国が一律で定めておりました地域包括支援センターの職員等に係る基準について、市の条例で定めることとなったことから、提案をするものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の説明を求めます。

樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 命によりまして、ただいま上程となりました議案第20号につきまして御説明申し上げます。

市長の提案理由にありましたように、本案は、第3次地域支援一括法の施行に伴いまして、介護保険法の一部が改正され、これまで国が一律に定めておりました地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準について、市の条例で定めるものであります。

条例の内容につきましては、高齢者の生活を支える総合機関として市に設置している地域包括支援センターについて、地域住民の保健、医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する事

業を実施するための基本方針、人員に関する基準等を定めるものであります。

条例の制定にあたりましては、原則として現行省令と同じ基準に制定しております。従うべき基準につきましては、地域包括支援センターの職員に係る基準と当該職員の員数としておりますが、1つの地域包括支援センターが担当する地域における第1号被保険者の数が6,000人を超える場合の人員配置基準について、第1号被保険者の数に応じた保険指導の人員とする一部独自規定を設定いたしました。

それでは、条例の内容について御説明いたしますので、1ページをお開きいただきたいと思っております。

本条例は5条からなる条例でございます。第1条は趣旨。第2条は定義。第3条は基本方針を規定しております。第4条は、職員に係る基準及び人員に関する規定で、第1項は地域包括支援センターに置くべき職員の原則を定めるもので、第1号被保険者の数が6,000人未満の場合の人員配置基準を規定しております。

第2項は、第1号被保険者の数が6,000人以上の場合の人員配置基準を別表第1に規定しており、その規定が独自規定でございます。

第3項は、第1号被保険者の数が3,000人未満の場合の人員配置基準を別表第2に規定しております。

なお、この条例の施行は平成27年4月1日からとなります。

以上、議案第20号の詳細説明を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 市の地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてということでございます。これも議案第19号と同じように、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法に基づいて、介護保険法の一部改正に伴って地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を市が定める。これまでは国が一律に定めていた基準だったんだけど、今度は市で定める。こういうような内容だと思います。

これも先ほどの論議と同じようなこととなりますが、地方のほうで介護予防を始め介護サービス、高齢者の福祉サービス、そういうものを推進するために、地域の自主性、自立性を尊重してくれということ要望して、これが実ったという側面もありますし、また、昨年6月に改訂されました総合法ですね、それで、要支援は介護保険から外すということで、今度この地域包括支援センターのほうで、その手当をしなければならない、こういうふうになるのかな

というふうに思うんですけれども。

そういう意味で、今回、提案されたこの基準は、那須烏山市では大体おおむね何人程度、現在が何人、職員が国の基準でいて、この市が定めた基準では何人になるのか。先ほどの課長の説明では一部市独自の規定を設けた、このような話もございましたんですが、それで、人員の変化があるのかないのか。

問題なのは、今まで介護保険で見ていた要支援関係の介護福祉ですね、これが今度は市独自の介護福祉のほうに回ってくるのかなというふうに思われるんですけれども、その仕事量、事務量ですね、あるいは経費、予算ですね。

そういうものが今までとは別に国のほうから、請求すれば交付税か何かの対象として算入されることになるのか。それとも、市独自でこれは負担を、自立性ですからね、市独自に予算措置をして高齢者福祉の対応を図るというふうなことになるのか、その考え方。

それと、本市においては、今までの国の基準、国が定めた基準の現行省令に沿って人員を配置したというような説明だったというふうに思いますので、そういう意味では、人員は増えないのかなというふうに私は考えるわけですが、そんなことはなくて、さらに人員の充実を図って必要な国の制度改悪があっても、今までの高齢者福祉の対応は変わらない。より以上の福祉を進めるような考え方でこれを進めるといふようなことなのか。その辺の総合的な考え方について御説明をお願いできればと思います。

○議長（佐藤昇市） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 平塚議員の質問につきまして、1番目の人員の変化ということでございます。従来の国の基準ですと、3,000人以上6,000人未満という基準がございまして、6,000人以上の基準はございませんでした。現在の地域包括支援センターは、保健士2名、主任ケアマネ1名、社会福祉士1名の4名体制でございます。

今回、独自に定めました基準の別表第1では、第1号被保険者の数において加えるべき職員の人数を載せてございますが、現在、平成27年1月末現在の第1号被保険者数は8,847人でございます。ですので、この別表第1に当てはめると、おおむね8,000人以上という基準にあたることから、専らその業務に従事する第4条第1項第1号に掲げる者1人、及び第2号と第3号に掲げるいずれか1人というように規定してございまして、第1号が保健士でございます。第2号が主任ケアマネと第3号が社会福祉士ということで、現在4人のところが、合わせますと5人になるということで、職員の充実が図れるのではないかと考えてございます。

また、先ほど要支援者の介護保険制度から外れるという御質問でございますが、それにつきましては、ホームヘルプとデイサービスを利用して、そのどちらか、両方でもよろしいんです

が、それだけを利用している方につきましては、介護給付から外れまして、地域支援事業、すなわち介護保険特別会計の中の事業でございますが、その中のサービスということで移行するというので、この後、議案第31号の介護保険条例の改正の中に、それは内容的には含まれておりますが、地域支援事業につきましては、国のほうで各市町村ごとに限度額を定められています。その限度額を超えない範囲であれば、普通の介護保険給付の部分と同じ補助率で補助は出ることになってございますので、独自の持ち出しはないこととなります。

それで、職員の充実を図るというのは、先ほど1番目の質問にお答えしましたように、今後、介護保険の給付から外れた方のサービスの実施につきましても、人員増でございますので充実は図っていきけるのではないかと考えております。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第20号 那須烏山市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、文教福祉常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、文教福祉常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第21号 那須烏山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について及び日程第8 議案第35号 那須烏山市立保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例及び那須烏山市立幼稚園保育条例の一部改正については、関連がありますので一括して議題といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

◎日程第7 議案第21号 那須烏山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について

◎日程第8 議案第35号 那須烏山市立保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例及び那須烏山市立幼稚園保育条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） よって、議案第21号及び議案第35号の2議案について一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第21号、第35号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第21号であります。本案は、子ども・子育て支援新制度がことし4月1日から開始されることに伴いまして、子ども・子育て支援法において、教育、保育に必要な費用について共通な給付が創設され、教育、保育の利用者負担額については市が定めることとなりますことから、本市における公立、私立の保育所保育料及び幼稚園保育料等の利用者負担額について条例を制定するものでございます。

議案第35号につきまして提案理由の説明を申し上げます。本案は、先ほど上程をさせていただきました議案第21号 那須烏山市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例において、本市における教育、保育の利用者負担額を定めることに伴い、現行の公立の保育園及び幼稚園の一般の保育料の徴収規定については、先の条例に移行されることから、保育所及び幼稚園の保育料の徴収規定等について、所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第21号及び議案第35号を一括して提案理由の説明を申し上げます。

詳細につきましては、こども課長から説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） それでは、命によりまして、議案第21号の補足説明をさせていただきます。

那須烏山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定につきましては、平成27年4月から始まります子ども・子育て支援新制度において、国からの給付額、徴収すべき保育料の負担額が定められたことに伴いまして、本市において公立、私立の幼稚園、保育園等の利用者負担額、保育料について、条例を制定するものであります。

それでは、1ページ目をお開きください。よろしく願いいたします。

この条例は、第1条から第4条、附則で構成されております。主な内容について御説明を申し上げます。最初に第1条の趣旨につきましては、子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額、保育料に関し、必要な事項を定める規定となっております。

第3条の利用者負担額につきましては、幼稚園、保育園、認定こども園及び地域型保育であります小規模保育、また事業所内保育等を保護者の方が利用した場合、市は政令で定める額の

限度額で保育料を規則で定めるものと規定しております。

この規則につきましては、昨年12月の市議会議員全員協議会において、また、2月24日開催の市議会議員全員協議会におきまして、那須烏山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例施行規則案で御説明申し上げた利用者負担額となっております。

なお、この利用者負担額につきましても、那須烏山市子ども・子育て会議において御審議をいただいているところでございます。

続きまして、議案第35号の補足説明をさせていただきます。改正の内容といたしましては、子ども・子育て支援新制度に伴いまして、議案第21号 那須烏山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定によりまして、現行の那須烏山市保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例と、那須烏山市幼稚園保育料条例の一部改正が必要となりましたので、所要の改正を行います。

それでは、1ページ目をお開きください。那須烏山市立保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例の一部改正です。新旧対照表の改正後の欄をごらんください。主なものを御説明申し上げますが、それ以外は語句の修正などの改正でございます。

第1条中、新たに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）を加えるものでございます。

続きまして、第2条では、保育所等において保育を行った場合の費用を第4号として加えるものでございます。

2ページ目をお開きください。第6条につきましては削除とします。子ども・子育て支援新制度において、保育を行う基準の規定は那須烏山市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則において規定することになっております。

続きまして、第7条の保育の内容につきましては、やはり子ども・子育て支援法第20条の規定に基づきまして、保育必要量に関し、保育標準時間、保育短時間等の規定が加えられたものでございます。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。第8条保育料につきましても、新制度において那須烏山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例及び施行規則で定めることとしております。

次に、第8条別表第2につきまして御説明申し上げます。延長保育の保育標準時間の認定を受けた児童の利用の日額保育料は、300円を200円に改めるものでございます。

次に、月額保育料は4,000円から5,000円とし、幼稚園預かり保育の月額の限度額と同じ額とさせていただきます。一時預かり保育の保育料につきましては変更はございません。

それでは、次に7ページ目をお開きください。那須烏山市立幼稚園保育料条例の一部改正で

す。主な改正は語句の修正です。第2条保育料等につきましては、那須烏山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の定めるところであると改めました。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第21号の市の子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定並びに議案第35号 市立保育所の設置及び管理及び保育の実施に関する条例及び那須烏山市立幼稚園保育料の条例の一部改正についてでございます。

これについては、担当課長のほうの説明がありましたが、この間の2月24日の市議会議員全員協議会で、資料版を読んで示された子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額の1号認定、2号認定、3号認定というふうに示されまして、そこで説明された料金内容かなと思うんですけども、基本的に今までよりも一部負担が下がるものはあっても、全体的には現行の利用負担を超えないというような理解でよろしいのかどうか。それだけ確認しておきたいと思えます。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） まず、2号認定と3号認定ですね。保育所関係につきましては、国の基準も変わっておりませんので、ほぼ同額という形になります。

1号認定の幼稚園部分については、ここで言うと、例えば手元に資料がなくて大変申しわけございませんが、基本的には一部上がる方もいますが、下がる方もいるという形になります。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） この間示された資料の別表1の内容では、下がる者はあっても上がる者はないんですけど、その前の標準のあれで上がる者があるという考え方なんですかね。それがわからないんですが、どの部分が上がるのか。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 現在、つくし幼稚園に入っているお子さんについては、今度4歳、5歳になる方は保育料は上がりませんが、新しく今度3歳で入る方については一部市民税額によっては上がる方もいるものと考えております。現在、つくし幼稚園、月額8,000円の保育料をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） いつも問題になるのが、この料金といいますか、保育料が徴収できなくて残ってしまうというようなことがいつも議論されるんですね。私もここについてはあまり理解ができていないところなんですけれども、今、子ども手当というのが1万円ぐらい出ているのかな。960万円でしたでしょうかね、それ以下というか未満というか、方には多分お一人当たりゼロ歳から3歳ぐらいが1万5,000円で、それ以降は1万円多分出ているのかなというふうに認識しているところなんですけれども、これは確認だけなんですけど、もし、お支払いをいただけないときは、そこから相殺ができるのかどうかということで、多分できるんだという話になったかと思うんですね。

ということは、1万2,000円という方もおられますが、これからは未払いとか未収になるというようなことはないということによろしいのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 児童手当のほうから引くような方向で進めていきたいと思いますが、全く未収金がなくなるというのは若干ちょっと難しいのかなと、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 児童手当から今まであるのはしょうがないにしても、これからはないということで、そういう表現でしょうか。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 徴収には努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 2番 小堀道和議員。

○2番（小堀道和） この料金の件ですごくやはり微妙です。うちの息子世代たちも、今、違うまちに住んでいるんですけども、烏山は高いじゃないかと、低い安いじゃないかと、すごく調べているなというのを感じます。

前、高根沢の市民からも、うちの安いところ、この層のところは安いんだけど、どうやってそんな安くできるのというのを調べてほしいみたいな、そんなことがあったぐらいなんですけれども、今回の場合、事前の説明の中でも、近隣の市町村を随分調べてくれました、担当の方が。調べて、そのレベルに合わせようという努力をしてくれたのはいいんですけども。

やはりこのまちに来てほしいなというときに、一番引きつけるものは一番安くするのが一番いいに決まっているわけなんですけれども、そういうお金はそんなには自由がないわけですし、そ

うすると、どこかうちのまちには、この保護者のお母さんたち、お父さんたち、若い人たちがどこを考えてくれたら一番ありがたいんだという、そういう視点で特色あるようなそういう金額設定、条件も含めて、そういう戦略というのは何か考えるべきではないかな。

例えば僕なんか一番ニーズとして感じていたのは、延長保育なんかがすごく充実しているだけで、あそこいいねという声を聞いたことがあるので、例えばそんな見方で戦略を立てられませんかということを言った場合、どんなことが考えられるか、そういう視点についての見解を伺えればと思います。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 市の保育料につきましては、基本的には最高限度額につきましては、他の市町よりも金額を下げる方向で保育料を決めております。また、延長保育につきましても、今回、日額なんですけど、通常300円を200円に減額をしているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） 質問はそういう意味じゃなくて、そういう視点を考えた戦略を考えるべきではないかなということであって、具体的に延長保育が300円とかそういうことを言っているわけではないんです。どうですかと、もう一度。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 大変申しわけございませんでした。なかなかそのセールスポイントと申します市の考え方、基本的にやっぱり他町から那須烏山市のほうへ転入していただけるような魅力ある子育て環境の整備等に努めていきたいなど、そのように考えております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） お母さんとか、そういう人たちの声を本当に聞いてみると戦略が浮かんできますので、ぜひそういう検討をお願いしたいと思います。答弁は結構です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第21号 那須烏山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について及び議案第35号 那須烏山市立保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例及び那須烏山市立幼稚園保育料条例の一部改正については、文教福祉常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。よって、議案第21号及び議案第35号については、文教福祉常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第9 議案第22号 那須烏山市行政手続条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第9 議案第22号 那須烏山市行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第22号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、行政手続法の一部改正に伴い、市の行政機関が行う行政手続について定める本条例について、法律と同様の趣旨の改正をするものでございます。

主な改正内容を申し上げます。書面で具体的な事実を適示いたしまして一定の処分または行政指導を求める制度であります「処分等の求め」や違法な行政指導の中止を求める「行政指導の中止等」の規定を追加するものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） それでは、命により、本条例の主な内容につきまして御説明申し上げます。

まず初めに、行政手続法と本市を含めた地方公共団体が定める行政手続条例の関係について、御説明申し上げます。

行政手続法は、行政機関が行う処分、行政指導、行政機関に申請する届け出等の手続に関し

共通の事項を定めることにより、行政の公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利、利益の保護を目的としています。

この行政手続法の対象となる手続のうち、行政処分、行政指導等の手続については、国の省庁等の行政機関のみの対象となり、市町村などの地方公共団体が行う行政処分、行政指導等の手続については、一部法律の適用の範囲外となっております。

このため、行政手続法では、地方公共団体は行政手続法の趣旨にのっとり、行政の公正の確保と透明性の向上を図るための必要な措置を講ずるよう努めなければならないと定めております。

そして、この定めを受け、各都道府県、市町村等の地方公共団体は、この行政手続法の適用の範囲外となる行政処分、行政指導の手続等について、各自、行政手続法の趣旨に沿った行政手続条例を制定しているところでございます。

次に、本条例の改正の趣旨を御説明申し上げます。法律または条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法律または条例に違反する事実の是正のための処分等を求める制度を整備し、市民の権利、利益の保護の充実を図ることを目的として、条例の改正を行うものです。

それでは、本条例の具体的な内容につきまして御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。目次につきましては、この後説明いたします。行政指導の中止等の求めと処分等の求めが追加されたことに伴い、目次の表記を整理するものであります。

第2条につきましては、主にこの条例に定める定義、規定の見直しを図ってございます。具体的には、これまで法令と条例等と定義したものをよりわかりやすくするため、法令、条例、規則を分けて定義することとしました。そのほか、行政庁を市長等、行政機関を市の機関と、より具体的に条例中の文言がイメージできるように定義を整理することとしてございます。この定義の整理を行うことにより、全体として各条文中の文言を、改正後の定義にあわせて整理を行う改正でございます。

2 ページをお開きください。改正前の右側の5号をごらんいただきたいと思います。こちらの「名あて人」の文言について、左側の改正後の第8号では、内閣が定めております常用漢字表の基準の表記にあわせて漢字の表記とする文言の整理をしてございます。

次に、第3条の改正についてですが、ここから3ページから8ページまでの第32条までは、先ほど申し上げました定義等の文言の整理と常用漢字表の基準の表記にあわせた文言の整理を行ってございます。

続いて、8ページをお開きください。第33条の改正について御説明申し上げます。前項の第33条の第2項として条文を追加してございます。こちらは、行政指導に携わる者は、その

行政指導を行う根拠を示さなければならないと定めるものでございます。行政指導とは、行政機関がその任務またはその行うべき事務の範囲内において一定の行政目的を実現するために、特定の者に一定の行為の中止や指導、勧告、助言などをするものを言います。

続いて9ページをお開きください。第34条と第36条の改正については、先ほど申し上げた定義規定の見直しによる改正でございます。

続いて、第35条についてでございます。こちらが、行政指導の中止等の求めの条文を追加するものでございます。法令または条例等に違反する行為の行政指導の相手方は、その行政指導が法律または条例に規定する要件に適合しないと思うときは、その行政指導した市の機関に対し、その行政指導の中止などを求めることができると定めるものです。そして、市は必要な調査を行い、その行政指導が法律または条例に適合しないと認めるときは、その行政指導の中止などの措置をとらなければならないと定めるものです。

続いてページをめくっていただいて10ページとなりますが、第37条でございます。こちらが処分等の求めの条文を追加するものでございます。内容としましては、法令または条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導がなされていないと思うときは、その処分または行政指導を市に求めることができると定めたものです。

そして、その申し出を受けた市は、必要な調査を行い、その必要があると認めるときは、適切な処分または行政指導をしなければならないと定めたものです。

続きまして、附則についてでございますが、こちらは行政手続法の改正の日にあわせた本年の4月1日から施行するものと定めております。

最後に附則の第2項についてですが、本条例の改正に伴い、那須烏山市税条例中の引用条項の整理をするものであります。

以上で、本条例についての補足説明とさせていただきますので、慎重に御審議の上、可決、決定くださるよう重ねてお願い申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 1点お伺いします。

この条例、あまりなじみのない条例なんですけど、この条例に関する件で市民または企業等から何らかの申請があって、市のほうでは審査または指導、処分等をした例があるんでしょうか。もしありましたら、お伺いいたします。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） この条例に基づくそのような処分等はこれまでございません。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） 8番渋谷由放議員。

○8番（渋谷由放） これは法のもとに平等である我々市民と、その法をもって権力を行使する行政とのあつれきがたくさんございまして、そういう中に、いわゆる見えざる行政指導というところが非常に問題になりまして、こういうところをしっかりと、目に見える形でやるんだというようなものが基本的でございます。

今、市は、国や県からさまざまなものがおりにくるわけでございまして、それに対応する職員の皆様も非常に混乱をしたり、勉強に時間をかけたりというようなことが現状かなというふうに思います。

それで、今、組織的に、後で出てきますが、人員がどんどんどんどん削減をされてくる中、こういうような条例も制定されて、職員の皆さんも大変かなと思っておりますが、その新しい仕事がおりにきたり、そういうようなときにさまざまな法律の内容が変わったりというようなときに、一番そういうときに問題が起きるのではないのか。混乱を招くのではないのか。

そういうところに対して、職員の教育やさまざまな鍛練というんですか、そういうようなことについて、人事を司るほう、誰でも結構なんですけれども、どういうふうにして、こういうのを乗り越えていくのかということを中心に、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） ただいま渋谷議員がおっしゃられるように、制度、法律等が非常に多岐にわたるところ、改正等も相次ぎまして、きのうのものがきょうのものじゃないということが非常に多く出ております。ですので、これらについて職員のほうである程度専門的な知識を持っていただくということで、私どものほうでも国で行われるものとか、そういう専門機関で行われる研修等にもどんどん派遣をさせていただいて、資質の向上に努めております。

やはり、職員の資質向上というのは一番大事になりますし、職員がそこを深く追求していくためには、ある程度そのような研修を受ける必要もあるということで、私どものほうでそれら派遣、東京のほうで行う研修もありますし、大体は東京で行うんですが、そちらのほうにどんどん派遣をして資質向上に努めております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 8番渋谷由放議員。

○8番（渋谷由放） 民間はお金、例えば金利がかかったり、お金を投資したり、こういうことなので、非常に会社もつかもたないかぐらいのところまで申請なり何なりをするわけでございますので、そういう判断を早目にしてもらうとともに、市の職員の皆様のやる気を上手に出してもらうように、荷物をどんどんやって重い荷物を背負ってしまうという、そうしたら、

ほかから、しっかりとフォローをしてあげるといような、仲良しであって強く生きられるような、そういう組織をしっかりとつくってもらえればと思います。答弁は結構です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 今回の同僚議員の質問とちょっと似たような質問で恐縮でございますけれども、確認の意味でお聞きしたいと思います。

この条例の改正について、中の部分で現行から変わってきている部分が行政庁という部分が市長になっているようなところが多いかと思えます。これは今、同僚議員が言われたように、責任それから国、県からの権限がどんどん各地方自治体に移譲されてくる。そういう中で、それに関する仕事量が増えてくるわけでありませう。

ですから、今後はさらに市長を始め、この自治体において、しっかりした自覚を持って、責任もそれなりに、今までよりもさらなる責任感を持ってやらなければならないといような内容の改正かと思えますけれども、そういう意識を持って、これから市の執行にあたられるのか。その辺の自覚について、これは市長に伺いたいと思えます。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほどの関連の御質問でもございますが、今、私を初め職員の適正配置、あるいは適材適所、そういったところを軸とした毎年定期人事異動をやるわけでございますけれども、その中で一番やはり私が重きを置いているのは、先ほども御指摘がありましたように、やはり職員の意欲、やる気、これを重点的に私は考えているわけでありませう。

そういった少数精鋭的な考え方のもとに、これから適正配置をすべきだと思えます。その前には、やはり意欲、能力といのは、何と言ってもやはり自己研さんが一番大切でございます。また、栃木県やら国へも積極的に職員も研修期間を設けまして、いろいろ人事交流も含めて、そういったその意欲につながる、あるいは資質の向上につながる制度を積極的に今後でも取り組んでいきたいと思えます。

そのようなところから、これからの地方分権あるいはそういった権限委譲がどしどし入ってまいりますので、私を始め職員一丸となった質的な向上をさらに進めていきたいと思えます。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ただいま市長から答弁をいただきました。やはりこの後、出てくるかと思うんですが、職員は削減する方向ですよね。それでいて、国、県からの権限がどんどん下におりてくる。本当に職員の方々大変かと思えます。市長もまた大変かと思えます。

ですから、いろいろそのほか、行政体としてやろうとしていること、またやらなければならないこと、どんどん増えてくるわけでございますので、その辺をぜひ整理をいたしまして、職員もおりてくるそういう権限に対しても、しっかり対応できるように、また、市の政策に対し

でもしっかりそれを執行できるように、そういうような交通整理もあわせて考えていただければなという、これは要望だけで答弁は結構でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

日程第9 議案第22号 那須烏山市行政手続条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第23号 那須烏山市職員定数条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第10 議案第22号 那須烏山市職員定数条例の一部改正についてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第23号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、退職、新規採用、再任用、異動等による職員数の変更により、職員定数を247人と設定することに伴い、所要の改正を行うものであります。

現在の条例上の定数は、昨年の3月議会において改正をいたしました258人に設定をされておりますが、平成27年度においては、これを247人に設定するものであります。なお、この条例上、定数につきましては、市長、副市長及び教育長と南那須地区広域行政事務組合への派遣職員などを除いた数として計上しておりますので、実際の職員総数は252人となります。

また、この条例定数であります247人の内訳ですが、平成27年度においては、市長の事務部局の職員を198人、うち福祉事務所の職員を40人とし、議会事務局の職員を5人、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員を39人、水道事業の事務部局の企業職員を5人とする事で対応することにいたしております。

以上が、提案理由の説明でございます。慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 市の職員定数条例の一部改正ということで、退職、新規採用、再任用、異動等により、職員数の変更を平成27年4月1日から247名にすると。こういうような改正でございます。

これから平成27年度を迎えるわけですがけれども、現在、退職者等がもう決まっていると思います。それに加えて、新規採用者も試験を受けて採用が決まっているというふうに思われるわけですがけれども、しかし、早期退職等がそこに大幅に加わりますと、この247名に届かなくなってしまうようなことがないのかどうか。その辺の定数はこの247名でスタートできるのかどうか。それをお示しいただきたいなと思います。

さらに、再任用とかあるいはいわゆる正規な職員でない職員の体制ですね、それなどはこの定数に加えてどんなような配置になるのか。その辺の内容もわかっていればお示しをいただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） それでは、まず、258から247ということで11名減になっております。この内容について説明をさせていただきます。

まず、定年退職者につきましては10名でございます。それと、自己都合、いろいろありますが、早期退職者等については6名ということで、今年度末退職される方が16名おります。それと、昨年退職された方については再任用ということで1年間、年金の手続の間を再任用という扱いをさせていただきましたが、1年間終了しまして任期満了ということで、職員から外

れる方が全部で8名ございます。ですので、退職、再任用の終了者、合わせて24名ということになります。

続いて、採用のほうでございますが、新規採用職員については8名、それと、先ほど定年退職者10名ということでお話をしましたが、その中で再任用者については4名おります。12名ということで、差し引きすると12名なんですけど、先ほども、その定員から省くということで市長、副市長、教育長、広域派遣ということですが、広域派遣の職員については3名から2名、1名減にするということで、職員のほうに入れますので、内容は11名減、そのような内訳になっております。

なお、これらにつきましては、確定の数字でございます。今後、突発的なものが出るということはちょっと私どもも考えられないんですが、この体制で平成27年度は臨んでいく。そのようなことでの条例改正の提案でございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 今回、定数11名減になりますね。11名減というのは行政改革上好ましいことかもしれませんが、反面、この那須烏山市から11名分の職場が失われるということも考えなければならぬのではないかなと考えているところであります。

ところで3点ほど質問をいたします。まず、今回、市長部局で7名減、教育委員会等から4名減、合わせて11名減としたわけなんですけど、それぞれ定数を削減した理由をお伺いします。

2点目は、削減する課の名前、どこの係から削減をしようとしているのか。これが2点目です。

3点目を申し上げます。これは私、今、これから提案されます補正予算、これもあわせまして平成26年度の職員の時間外手当を集計したところ、8,079万5,000円ですね。これほどの多額の時間外手当を支給しているわけです。そのような中で、果たしてこれは人員削減が適当なのかどうかということを私は疑問を持ったわけなんですよ。

この8,079万5,000円を、総務課の担当から聞きましたところ、時給1時間当たり平均1,824円だそうです。この8,079万5,000円をこの1,824円で割りますと、4万4,300時間ですよ。この時間外がですね。これを概算で計算しますと、25人分に相当するのではないかと、私はそう思っているんです。

これほどの時間外の勤務をさせていながら、この11名の削減が適当なのかどうか私も疑問を持ったわけなんです。この辺についても御答弁をお伺いいたします。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 3点の質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点の11名減の、これは先ほど説明をさせていただきましたように、退職、早期退職、再任用、新採用職員、その中での実数での扱いということで御理解をいただきたいと思えます。

なお、この7名、4名という内訳、また、削減する課名、係名につきましては、今、人事について、私のほうでかかる異動の原案作成中ということで、実は19日に人事の異動をさせていただきたいと思えます。ですので、まだ、具体的にどこはというのは発表できない状況でございます。

それと、時間外手当ということでございますが、私どものほうでも職員採用にあたりましては、実は専門職で退職される方が何名かおありまして、そういう方も後任のということで募集をかけたわけなんです、そういう方が確保できませんでした。そのような要因もありまして、本来であれば追加募集とか速やかな提案も必要だったかもしれませんが、11名、充足できないままという状況で来てしまいました。

これらについて、各担当ごとで私どものほうでも事務が停滞する時間外、かなり職員には負担がかかっているところにつきましては、嘱託職員等により、また、先ほど1年の再任用期間が終了した職員等についても、希望をされる方は嘱託での引き続きお手伝いをお願いしたい。そのようなことでも、今までの経験を生かしていただきたい。そのようなことでお願いしております。

そのようなことで、時間外が非常に増えているということについては、私どものほうでも事務量に見合う職員数かという提言はされているわけでございますので、平成27年度につきましては、応急措置的な嘱託職員等での対応にはなるわけなんです、今後は先ほど言いましたように、なかなか専門職が集まらない、そのような状況も踏まえて職員採用の数等については調整をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 昨夜テレビを見ていましたら、労働省関係、政府機関は残業の時間を10時までと限定をして指示しているようなのですが、那須烏山市の場合はそういった時間制限というのはされているのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） これまである程度ガイドライン的なものは示してきましたが、現在のところ、申請がある者については時間外として全て認めております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 決して私にとりましては満足するような答弁とは思われませんが、以上で私は了解とします。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 先ほどことし退職する方ですね、定年を迎えて退職する方、10名。それから、早期退職の方が6名ということでした。その中で早期退職者6名の方は何らかの都合でおやめになるのかと思うんですが、この6名の方、定年までに何年ぐらいの年限を残しておやめになるのか。それぞれおわかり……今わからないかな、わからなければ後で御報告いただきたいと思いますけれども、もし、わかっているようであれば、あと1年残す方が何名、2年残す方が何名というような形でお答えいただければと思います。わからなければ後で結構でございます。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） それでは、私のほうで、その職員の年齢はわかっておりますので、あと何年かというのは若干のずれはあるかもしれませんが、あと1年を残している方が1名、あと5年が1名、11年が2名、若干若手の職員でまだまだ30代、20代の職員が各1名という状況です。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 今、15番中山議員から質問があった中身で、理由の答弁がなかったように感じられます。その中で、福祉事務所関係が3人削減、教育委員会関係が4人ですね。この要因について、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 先ほど中山議員のところでも答えましたが、総体的な人数での扱いで、まだ個別的なものは決まっていないということで、私どものほうでも、この11人分につきましては、先ほども言いましたように、専門職で嘱託で補充できるところ、また、どうしてもある程度の事務量とかそういうものを加味して、現行の体制から若干の削減を受け入れていただくところ、それら個別の事案を積み上げた結果でございまして、それらについての細かい明細は今、人事異動の作業の最中でございますので申し上げられないというのが実情でございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） ちょっと質問と答弁がかみ合わないような気がしますね。というのは、これからも業務量が増えるであろうと思われる福祉事務所関係がなぜ削減ができるのか。教育委員会関係に関しては、中学校の統合ということがありますから理解はできるんです。ですから、福祉事務所の職員がこれだけ減って大丈夫なのかどうかという心配の点から、私は伺っているわけです。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） その件につきましては、私どものほう、その職員の削減の分についてはそれぞれ事務の多少もありますが、全体的に負っていただくというようなことでの削減でございます。個別事案についてはあまりここで人事にかかわることですので、発表は差し控えさせていただきますが、そのような考え方でのご減少でございます。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 先ほどから言っているように、定年及び早期退職、そして再任用の外れた、数字的には理解できるわけです。ただ、その部局が業務量の多い福祉事務所関係で大丈夫なんですか。それを心配しているんです。答弁は特に求めません。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

8番渋谷由放議員。

○8番（渋谷由放） 各議員から職員の仕事量が多い、大変だろうという、私もその中の一人でございますけれども、そういうのを集約するために大もと、庁舎の一本化というものが出ておったのかなと思います。

庁舎の一本化の道筋が今、まだはっきり見えてきていないということも問題があるのではないのかなというふうに私は思うわけでございますけれども、その庁舎の一本化について、今どんな話があって、庁舎の一本化をすればもっと減らすのかなと、そこまでもいかないとは思いますが、その辺の話をどなたか、市長が一番いいのかなとは思いますが、お願いできればと思います。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 本庁舎方式については、合併協議の中で総合計画の中でも移行にするというような計画でございますが、そういったところで進めてきてはおりますが、いわばいろいろと財政の問題があったり、諸般の事情がありまして、今躊躇している状況は否めないと思います。しかしながら、今、そういったところで移行に向けた検討の段階中だというふうな御理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 8番渋谷由放議員。

○8番（渋谷由放） いつごろまでに検討するとか、いつごろまでに結果を出すとか、そう

というような検討中、ずっと長いといつまでも検討中ということになります。それで、今、11プラス2で庁舎問題をやります。庁舎の中で仕事をするわけですから、これも人員には大きく関係するのかなということで、できるだけ早く先を見据えた計画を提案いただきたい。このようにお願いしまして、答弁は結構でございますので速やかにお願いをしたい。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） ちょっと確認なんですけど、やっぱりこの職員の数って市民から見ていて多いんじゃないかとかいろいろ意見があると思います。議員でさえも何で18人だと何回も言われていますし、それは置いておいて、そうした場合に市民へのサービスということを考えると、多ければ多いほどいいのかというと、財政の問題があるので当然ながらこの基準というのがあると思うんですけれども、指標では市民1,000人当たり職員が何人かという、そういう指標で比べていると思うんですけれども、ただ、本当に500人しかいない村の指標と50万人もいる宇都宮のような場合の指標でいうと、比べることはできないにしても、この規模の市町で1,000人当たり職員が何人だという調査をしていると思うんですけれども、うちのまちが少ないんだったら確かにあれかもしれないし、多いんだったら、やっぱり質を上げるために一人一人の職員のレベルを上げなきゃいけないということと、あと仕事のやり方を変えなきゃいけないという、そういう改善の視点が出てくると思うんですけれども。

そういう見方からして、うちのまちがほかの全国いろいろなところがあると思うんですけれども、そういう指標と比べて多いのか少ないのか。そこから浮かんでくる課題って何だという、そういう質問をしたとすると、どうなんですか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 1,000人に対してというか、合併をしてから那須烏山市の職員も326人でスタートをさせてもらったんですね。正職員です。今は250人ということでございますから、そういった中で、私が最初に打ち出したのは、おおむね隣接市町のいろいろと先進的な市町からいいますと、町民、市民150人に対して1人であったりとか、そういったところが大変多かったんですね。ある当時326人いましたから、あの当時は確か70人か80人に対して1人ぐらいいた。同例自治体では多いというようなことがありました。計画的に職員採用も退職者の2分の1以内にするという原則を今までやってきたんですね。それが今日に至っているというような現状であります。

しかし、ここへ来て、分権であるとかいろいろあったので、そういったところを補うためには再任用であったり、そういった嘱託職員で今カバーしていると。実質はそういう状況でございます。したがって、要は市民サービスを落とさないということを原則としてやっております

から、これからもそういった技術的な部門であるとか、そういったところはそういう1つの嘱託あるいは民間で委託できるようなところは、そういった民間に委託をするということを考えております。

そこで、どの辺が適正なのかということですよ、大体私どもの市の規模からすると、おおむね120人に対して1人ぐらいが、私どものこの3万人弱の一部中山間も抱える地域もございますので、そのぐらいの数が適当な人員なのかなというふうには感じております。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） 120人に1人の規模というとなん人になるんですかね。割り算すればいいんですけども。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 人口が3万2,000人から一気に2万7,000人ぐらいに減っているもので、10年前に計画したよりも想定外で減っているということもあるんですけど、今は250人で割り返しますと、110人ぐらいですね。現在は110人に1人ぐらいであると思います。

120人にどうしても合わせるという考えは持っていませんが、現在のところはそのような実態であるということとは言えると思いますね。

○議長（佐藤昇市） 2番小堀道和議員。

○2番（小堀道和） そういう適正規模というか、ほかの行政と常に比較する必要が多分あるんだと思うんですね。そうでないと、市民から言われたときに、ほかのまちと比べても山間部とかいろいろなことがある条件を考えたら、やっぱりうちのまちはここまで努力しているんだということが言えるその根拠になると思うので、ぜひそんな考えでお願いしたいなと思うんですね。

大体全国の市町村を見ると、職員が少なくていろいろな工夫をしてやったところは奇跡の何とか村とか、必ず表舞台に出てくるんですけども、この前、長野の下條村というところを知ったんですけども、そういうことを市民も多分にかなり意識しているので、市民の人たちが本当に人数も含めて頑張っているよというのを理解してもらうためにも、ほかの市町村の改善例も含めて、あと人数も含めて、やっぱり常に担当部署は調べる必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。答えは結構です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 定年退職されるわけではありますが、再任用ということで1年間、1年経過すれば、嘱託という形で再度延長して働いていただく機会がつかれるということであ

ります。嘱託の場合には1年とか2年じゃなしに、数年可能なのかどうかということが1点と。

あと技術職の方の場合には、いろいろ資格者として、部門によっては資格者が必須な場所もあると思います。この場合には、再任用の方とか、嘱託の方はその資格者としての位置づけは可能なのかどうか。あるいはあくまでも正職員の方で何かの技術職の場合に1人とか2人とか決められている部分があると思いますが、対応せざるを得ないのか。その点だけお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 嘱託職員につきましては原則1年ということで、再任用終了後の方についても1年更新ということでお願いをしてあります。

それと、技術職等についても、先ほども言いましたように、職員を募集しても集まらなかったということもありまして、かなり技術関係の職で再任用の方、また嘱託職員をお願いをしているのがウエートがちょっと高まっているというのが現状です。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 確認ですが、そうしますと、嘱託の再任用は1年ということで理解してよろしいですね。

それと、技術職、技術職ってさっき言ったので申しわけなかったんですが、資格者として届け出るような場合に、資格者、再任とか嘱託の方のお名前も使って届けて関係行政庁に伝えるのかどうか。それを再度確認させていただきたい。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） まず、嘱託職員については1年更新ということですので、希望されれば、その後また更新をするということでの考え方、御理解をいただきたいと思います。

それと、その技術職の方が名前を使ってというのは、私もちょっと調査不足のことがありますが、再任用であれば可能かと思いますが、嘱託の場合はその名前を使ってというのは難しいかと思いますが、これらについては調査して、また御報告をさせていただきます。

以上です。

○10番（渡辺健寿） 了解。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第23号 那須烏山市職員定数条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時22分

再開 午後 1時00分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

○事務局長（平山 隆） 渡辺議員の質問に答弁漏れがありましたので、総務課長から答弁させます。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 技術系の職とか有資格者の方についての嘱託とか再任用とか正職員、そのような縛りがあるのかということなのですが、それぞれのケースによって違いがあるようですので、ケース・バイ・ケースで嘱託職員でもオーケーな技術系の職員、再任用がオーケーで問題ない場合もあるということで、細かい調査までは結果はお示しできないんですが、ケース・バイ・ケースであるということだけ御理解をお願いしたいと思います。

それと、皆様のお手元に先ほどの御議論いただきました職員定数とは、その中で出ました退職者、また新規採用者の名簿等配付させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

◎日程第11 議案第24号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する
条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第11 議案第24号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第24号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、いわゆる子ども・子育て関連3法の1つであります子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法規の整備等に関する法律が公布されたことに伴い、母子保健法の一部が改正されることから、所要の改正を行うものであります。

内容についてであります。職員の特別休暇について定めております別表第1中の妊娠中または出産後の女性職員に係る保健指導または健康診断を定めている規定中の根拠法であります母子保健法の引用条項の改正をするものでございます。

何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 2点ほどお伺いをいたします。

まず1点なのですが、職員の休暇の種類には、休日休暇とか傷病休暇、介護から組合休暇、さまざまな休暇が認められているわけなのですが、今回の一部改正は特別休暇ですね。この特別休暇に該当する職員というのは、これまでも適正に休暇は取得しているのでしょうか。職員の状況についてまず1点お伺いします。

それに、これはホームページか何かで調べればわかるんですが、母子健康保健法第13条の第1項に規定する健康診査というのがありますね。この1ページの下側の表ですね。このことについて簡単に結構ですから御答弁をいただきたいと思えます。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 今回、条例改正で提案させていただいた部分の特別休暇でございますが、私どものほうでは、申請があればこれらについては認めている状況でございます。なお、平成25年度においては、この該当する特別休暇を活用した職員は3名おります。

それと、母子健康保健法第13条に規定する健康診査ということで、ここの休暇を与える期間、ここにありますが、これがいわゆる厚生労働省の示す標準的な健診でございます。それらの決めに基つきまして、その日にちの特別休暇の申請があったら認めていきます。そのような内容に特別休暇の内容も標準的な健診という、今後、許可を与える期間が同じだということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第24号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第25号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第12 議案第25号 那須烏山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第25号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、学校医、学校歯科医、保育園嘱託医、保育園嘱託歯科医の報酬のうち、児童生徒、園児1人当たりの単価を増額改定をするため、条例の一部改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては学校教育課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） 命によりまして、ただいま上程となりました議案第25号那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。

学校医、学校歯科医、保育園嘱託医、保育園嘱託歯科医の報酬につきましては、平成21年度に見直しを行い、現在の報酬額となっております。また、毎年、栃木県医師会より、報酬その他の待遇改善について要望書の提出がなされ、今年度は南那須医師会からも口頭での見直しの要望があったところでございます。

那須烏山市の現行額は、学校医、歯科医の基本報酬年額が16万円、診察する児童生徒1人当たり300円となっております。県内の状況につきましては、平成26年度におきましては県内14市の基本報酬年額の平均額は、学校医につきまして18万2,242円、児童生徒1人当たり382円。学校歯科医の基本報酬年額は18万9,028円、児童生徒1人当たり386円となっております。

以上のことから、那須烏山市の報酬額は県内14市の中で最も低位にあり、前回、報酬額見直しから5年が経過していることなどから、このたび改正をするものでございます。本来ならば、基本額も県内平均まで改正いたしたいところですが、他の非常勤特別職の職員の報酬との整合性及び財政状況等を勘案し、児童生徒及び園児1人当たりの金額のみの改正といたしました。

以上、議案第25号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、詳細説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第25号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第26号 那須烏山市職員給与条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 次に、日程第13 議案第26号 那須烏山市職員給与条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第26号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成26年8月の人事院勧告により、給与制度の総合的見直しの観点から、平成27年4月より国家公務員の給料表の水準が平均2%引き下げられることに伴いまして、本市職員の給料におきましても、同勧告に基づく同様の値下げ措置を講ずることとするほか、その他所要の改正をするため提案をするものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、慎重に御審議をいただきま

して、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） それでは、命によりまして補足説明をさせていただきます。

まず、1ページをお開きください。改正の要旨は先ほど市長からありましたので省略いたします。1ページ、第4条の6、こちらが55歳を超える職員の昇給停止の関係の要綱でございます。平成24年8月の人事院勧告により勧告された55歳を超える職員の昇給抑制措置を、本市においても導入するというので、これについては平成24年のものがなされていなかったということで県の指導もありまして、今回、実施させていただきました。

内容は、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給しない。特に良好な場合には1号級、極めて良好な場合には2号級以上の昇給とするということで、これらについては今後、導入されます人事評価制度等を踏まえての評価になるかと思えます。ですので、今のそういう評価制度がない中では誰も昇給しない。そのような可能性が出てくるわけでございます。

続きまして、1ページの下、第4条の2の再任用職員等の給料月額につきましては、条文の整理で第4条の10項とあわせたものでございますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、2ページをお開きください。勤務1時間当たりの給与額の算出方法の見直しということで、第16条でございます。こちらにつきましては、労働基準法に基づく算出方法に準拠させることとして、勤務1時間当たりの給与額の算出において用いる年間の総勤務時間数から当該年度の祝日等の日数分の勤務時間数を差し引くということで、今までは年間の総勤務時間数から割った時間単価でございましたが、今後は労働基準法に準拠した算出方法で、祝日、年末年始の休暇分の勤務時間数を差し引いて1時間当たりの給与額を算出する。そのようなこととなりますので、若干時間給の単価が上がる。約7%から8%程度アップするものと思われま

す。続いて、その下でございますが、第16条の3、管理職員特別勤務手当の見直しでございます。こちらに書いてありますように、臨時または緊急の必要その他公務の運営、また2番目の災害への対処、その他の臨時または緊急の必要によりまして、管理職がこのようなやむを得ない事情で平日深夜勤務に出た場合、管理職員特別手当を6,000円を超えない範囲内の額を支給できるということで、今までは休日の支給のみでございましたが、やはり災害等で徹夜することもございます。そのような状況も今、出てきているということで、平日深夜勤務に対しても支給をできることで見直しをさせていただいております。

続いて、4ページをお開きください。こちらが附則のところ、55歳を超える職員に対する給与の支給に関する特例措置ということで、平成22年12月1日から当分の間の措置とし

で行ってきました55歳を超える職員に対する1.5%減額支給措置について、今般の給料法の引き下げ措置を講ずることに伴い、平成29年度限りで廃止をいたします。そのようなことでの附則になっております。

続いて、5ページの別表でございますが、こちらが最初に説明させていただいた給料月額を平均2%引き下げる給料額でございます。人事院勧告に準じ、給料表水準を平均2%引き下げるという表でございます。なお、引き下げ後の給料月額が引き下げ前の給料月額に達しない職員には、引き下げ前の給料月額に達するまでの差額を支給するというので、これらについては経過措置ですね。11ページ、こちらのほうで経過措置、附則の2番から5番で期間を定めず、そのような減給補償措置ということでとらせていただく内容になっております。それ以降、条文の改正とはこれに関連する項目の修正でございます。

なお、13ページをお開きいただきたいんですが、こちら、嘱託職員、臨時職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の改正でございますが、こちらについても(3)のところにありますように、規則で定める時間を減じたものということで時給、日給、月給等について、時給等の計算においては先ほど説明しました勤務1時間当たりの給与額の算出方法の見直しですね、労働基準法に基づいた算出方法によって算出をさせていただきます。

また、別表にあります嘱託職員の月額については、再任用職員の2級の給料表に準ずるということで、21万3,400円から21万2,900円に変更させていただきます。そのような内容になっております。

以上で説明を終わらせていただきます。慎重審議、よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤昇市) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番(平塚英教) 市職員給与条例の一部改正でございますが、12月には人事院勧告にさかのぼって一部引き上げをしたわけですが、今回は、やはり平成26年の8月の人事院勧告に基づいて、総合的見直しに準じて市の職員の給与を平成27年度から2%下げると。こういうような内容が基本かというふうに思われます。

その中で特に55歳以上の昇給停止を含め、そこに特別事項を入れて今後の人事評価制度導入の前提とすると。このような中身だというふうに理解しましたが、2%減ということという、大体平均で幾らぐらい減額になるのか。全体では幾らぐらい減額になるというような考え方というのか、その内容についてお示しをいただきたいなど。

さらには、今後の人事評価制度については、どのような検討がされて、いつごろどのように導入するような考え方を持っているのか。その辺の考え方について御説明をお願いします。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 5ページの別表のほうを見ていただきますとわかりますように、平均的にという数字はちょっとないんですが、標準的でありますと月額4,000円前後の引き下げになるのではないかなということで、ただ、これらについては先ほど最後に説明しましたように、減給補償措置ということで、引き下げ前の給料月額に達しない職員については引き下げ前の給料月額に達するまでの差額分を支給するというので、対応させていただく考えであります。

それと、人事評価制度につきましては、過日も担当職員、専門的な研修を受けさせてまいりました。今年度、管理職に事前研修というのを行いまして、平成28年からは本運用しなければいけない。また、平成27年度中にそれらの制度の確立、また、周知を図っていきたい。そのようなことで考えております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 2%減で全体で幾らかというのはわかりますか。それもわからない。もし、今出せなければ後でも構わないですが。

それと、その人事評価制度の問題でございますが、平成27年度中に検討し、平成28年度をベースに導入を検討していききたいみたいな話だったんですけども、その人事評価が何をもって適正な評価がされるのかというのが非常に重要でございます、いわゆる本当に執行部、為政者にとって都合のいいような答えを出して、市民にとってマイナスでも何とかそれを無難にこなすような職員が優秀なのかどうかというのは非常にこれ、難しい問題でございます、市民にとって本当に憲法15条ですか、公務員は全体の奉仕者という考え方がありまして、いづれにしても、市民全体の奉仕者でなければならない。このように思います。

そういう意味で、何かそういう試験制度みたいなものを導入するとか、あるいは何か点数制をもって、そのポイントで評価を図るとか、その点についてはどんな論議がされていますでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） それらの件については、まだ具体的な内容までは入っておりませんので御報告はできませんが、やはり今言われたように、全体の奉仕者たる一番の我々の命題がありますので、そちらの要望にこたえられるように、また、いろいろ皆さんからも出ております職員の動機づけ、やる気を起こさせる、前向きに向かえるようなそういう評価制度にしていかなければいけない。そのようなふうを考えておりますので、手前みその評価にはならないように、それは導入を取り入れていきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 全体で言えば、人が人をやっぱり評価するわけですから、非常にそこら辺があいまいですと我田引水のような評価になる可能性がありますので、その辺、しっかり市民全体のために、そして市の職員の中でも、今、総務課長がおっしゃいましたように、リーダーとしてどんどん前向きに仕事をこなし、みんなを引っ張っていきける、明るい、そういうような方になるような評価をできるような制度にしていきたいということを訴えまして、質問は終わります。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） それでは、ただいま上程中の議案第26号について質疑を行います。

これは先ほどの説明でもありましたように、去年の人事院勧告の2.3%減というものに準ずるわけでございます。昨年、手当の減額もありましたね。そのときにも市職員労働組合の説明は完全に行っているのかどうか。これをお聞きしたと思います。今回も事前にその辺については協議及び説明済みなのかどうか、お伺いいたします。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 私どものほうで職員組合、執行部と3回協議を重ねてまいりました。私どものほうでも、この内容等については受け入れていただけたということで、ただ、やはり先ほどの職員の減、また職員がかなり加重労働で健康に支障を来している面があるとか、動機、意欲が低下している職員もいるとか、いろいろ職場環境についての要望が出されました。

これらについて、私どものほうでも執行部のほうでも、前向きに、やはり人ごとというわけには絶対いきません。貴重な戦力でありますので、その人たちが病気にならないように改善に努めていく。そういう話し合いを持たせていただきました。そのようなことで協議をさせていただいたということで報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） おおむね理解はするんですが、働く代償として給与は個人に支払われるわけですね。それが減額されるというのは一番働く者にとって大きな問題であります。さて、先ほど職員定数の減がありました。現在、病休等を取っている職員は何名ほどいるのか。把握していれば教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 休職者は2名でございます。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） そうしますと、実質的には午前中の定数問題ですね。あれから2名減となるわけですね。4月1日時点で、その見通しはいかがなものですか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 人事行政担当が中心になりまして、この職員等についても、やはり何とか職場復帰できるかということで担当のかかりつけ医とか、そういう方たちも入っていただいて相談をしているところでございます。1名については職場復帰が4月からできるだろうということで、もう1名についても引き続き私どものほうでも先ほど言いましたように、担当医また本人とも接触をしまして、前向きな意欲を持てるように積極的に、ただここら辺の病気に上難しいのは、頑張れとかそういうことを言うと逆に落ち込むということもありますので、慎重に医師とも相談しながら早い職場復帰が図れるように進めている状況でございます。1名は4月から復帰が可能です。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 清水課長、この11ページの附則の中の2番と3番、4番、これは私読んでみたんですが、ちょっと理解できないんですよ。もう一度課長のほうから説明していただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 11ページの附則でございますが、2、3、4、5、ここにつきましては、経過措置としまして、引き下げ後の給料月額が引き下げ前の給料月額に達しない職員には、引き下げ前の給料月額に達するまでの差額分を支給する。そのような内容で期間を設けない。そのような内容になっております。おおまかに言いますと、そのような内容でございます。

○15番（中山五男） わかりました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第26号でございますが、那須烏山市職員給与条例の一部を改正する条例ということでございまして、12月定例会市議会では、人事院勧告に基づいて国家公務員の給与引き上げに伴って、これに準じて地方公務員の引き上げを行ったわけでありましたが、これは民間格差をなくすということで当然の引き上げでありました。

しかしながら、今回のこの2%の減額でございますが、昨年8月の人事院勧告で給与制度の総合的見直しということで、本年4月から平均給与を2%引き下げをします。そして、それを原資として、地域手当の支給割合を見直すということで対応するというものを設けたわけでございます。

そうしますと、全体で国家公務員の見直しが25万5,000人の給与が200億円減額されるということになります。これに準じて、今度地方公務員の給与を引き下げるといふようになりますと、全市町の86%の間で引き下げになりまして、国、地方を合わせて2,500億円の引き下げになり、地域間格差がさらに広がるということになります。

これは退職金や年金にも大きく減額の影響が出るということでございまして、その地方の給与水準のもとになるわけでありまして、これが引き下げになりますと、地方経済にも大きな弊害になると。こういうことは明らかだと思います。

このような給与引き下げは、アベノミクスが掲げる給与引き上げによって景気回復を図るんだというものに逆行すると。こういうものにもなりますので、この2%の減額には反対でございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第26号 那須烏山市職員給与条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第27号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 次に、日程第14 議案第27号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第27号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、母子及び寡婦福祉法の一部が改正され、福祉施策の支援対象を父子家庭にも拡大することに伴い、同法に規定する母子自立支援員の名称が母子・父子自立支援員に改正されたことから、本条例中の嘱託職員の職種についても同様に名称を改めるために、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、こども課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） それでは、命によりまして、議案第27号の補足説明をさせていただきます。

それでは、1ページ目をお開きください。改正の内容を申し上げます。平成26年10月1日に母子及び寡婦福祉法が父子家庭に対しても手厚い支援が必要であるとのことから、母子及び父子並びに寡婦福祉法へと法律名が改められました。それに伴いまして、同法第8条中母子自立支援員が母子・父子自立支援員に改められたことに伴いまして、別表にあります職種名ですね。母子・父子自立支援員に名称を改めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 母子自立支援員が父子家庭にも該当になるということで母子・父子自立支援員というふうになりますが、現在、那須烏山市にはこの母子家庭、父子家庭というのは何件くらい、この対象になっているのがあるのか。

それと、母子自立支援員は何人いるのか。これ、母子・父子自立支援員というのは名称が交換しただけで、人数は変わらないという理解でいいのかどうか。お願いします。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） それでは、申しわけございませんが、母子、父子家庭の人数については、調べましてお答えをしたいと思います。

現在、こども課のほうに母子自立支援員は1名ございます。（「名称が変わっても1名ですか」の声あり）そうです。そのとおりです。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 質問事項は、こども課長に出しておきましたが、この母子自立支援員の人数、今、1人であるということがわかりました。

年間の活動日数というのはどのぐらいあるんでしょうか。これがわかりましたら。

それと、市内に母子生活支援施設というのは、旧烏山地内に1カ所あるとも思いますが、この条例で定める支援に必要な人員というのは把握できていないんですか。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） それでは、議員の御質問にお答えしたいと思います。

母子自立支援員の活動日数なんですが、現在、週4日勤務をしていただいております。年間で申しますと208日という形になります。

続きまして、母子生活支援施設関係の人数等なんですが、現在、那須烏山市に母子寮がございます。母子寮に那須烏山市に住所を有している方が1世帯、2名の方が入っております。市としては施設の入所措置費をその施設へ、南那須事業協会のほうへ措置費として支出をしております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 那須烏山市内に住所を置くのは1世帯の2名ということなんですが、ですから、この条例で定める支援が必要な人員というのは把握できないですか。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 条例でその支援が必要だというのが、ちょっと把握が困難かなとは思いますが、例えば母子寮にDVなんかで他町から入ってきた場合に、裁判所の保護命令が出れば、市のほうから児童扶養手当は支給されることになっております。そのほかどういう支援が条例上できるかというのは、なかなか把握はしておりませんが、例えば母子生活支援員であれば年間240件ぐらいの相談等を受けております。

以上です。答えになっていませんがよろしく願いいたします。

○15番（中山五男） わかりました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで

質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第27号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 議案第28号 那須烏山市消防団設置条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第15 議案第28号 那須烏山市消防団設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第28号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、消防団における部の統合及び団員の実員数に応じた定数の見直しを図ったことに伴い、消防団定員652人を629人に改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 命により補足説明をさせていただきます。

ただいま消防団の定員652人から629人、23人減ということでございますが、その内容につきましては、第1分団、5部ありますが、現在の定数が各部20名でございます。そのほか1分団以外の部におきましては、ポンプ自動車配備のところは16名、小型ポンプ配備が13名ということですが、1分団においては消防車両が大きい、また、水槽付きのポンプ車を配備していたり、消防署員と同程度の配備をしているということもありまして、これだけの20名という定数だったわけなんです。近年、消防自動車の更新に伴いまして、やはり中型免許とかそういう必要性とか、若手が運転できないということもありまして、2トンベースのほかの部と同じ消防車の配備になっております。そのようなことも踏まえまして、20名から18名、各部2名ずつ減ですので、1分団においては10名減をさせていただく。

それともう一つ、2分団の3部と4部、向田と落合でございますが、やはり団員確保の状況とか、また、消防車の老朽化を踏まえまして、平成27年度から統合するという地元の了解を得まして統合を進めております。これにつきましては、16名と13名の29名の定員でございましたが、1部になるということで16名、ポンプ自動車の定員にするということで、合計10名プラス13名の減で23名の減になります。

今後は、団長1、副団長3、分団長8、副分団長8という本部体制で、8分団42部から41部、1部減少した体制で平成27年度、改選で新しい役員で臨むわけでございますが、このような体制で地域の消防を担っていく。そのような形をとらせていただきます。

なお、この定数減につきましては、市長の諮問機関であります消防委員会にもお諮りをしまして、了解を得て、市長のほうに、この内容でいいたろうということで諮問をいただいております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 内容はわかりました。私、合併当時の団員数を調べましたら725名いました。それがおよそ10年間で96名減になるわけでありまして。率にしますと13%も団員が減ることになってしまったわけなんです。将来もこの率で減るとなったら大変なことになるわけなんです。

10年後どのぐらいになるか、同じような率で計算しますと540名台になってしまうんですが、これは消防担当としてどのように考えていますか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 統合時には先ほど最後に本部体制とか説明しましたが、現在は8分団でございしますが、16分団ということで、合併においてはそれぞれのまちの分団、部がそのまま移行したということで、それ以降、やはり分団の統合につきましては、16分団から8分団に半減させていただきました。

これについては、消防団員の中で、やはり消防活動が適正に行えるのはどのような範囲かということ協議いただいて、消防団のほうから提案をいただいて議会の皆さん、また、消防委員会等の承認を得てきたものでございます。なお、消防団員の減少につきましては、今回も部の統合ということで減少していくわけです。

また、2年に一度、1年ということもありますが、改選時期には多くの方が退団されていく。また、その中でやはり社会人の方が多いというような状況もありますので、なかなか地元にいる人も少ないということで、いろいろな支援団員等、そういう措置もつくらせていただきました。

部の統合につきましては、私どもの消防団事務局としては、地域を守るためにはこれ以上減らすことはやはり問題がある。そのように考えております。ですので、私どものほうでも、団員の定数割れをしているところについては、積極的に団員確保等について努めていきたい。また、それらについて、やはり地域の御支援もいただいて存続を図っていきたい。そのようなことで考えております。

ですので、一般質問でもありますので、それ以上は省略させていただきますが、そのような考えで消防団の事務は進めております。よろしく申し上げます。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第28号 那須烏山市消防団設置条例の一部改正について

て、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第29号 那須烏山市手数料条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第16 議案第29号 那須烏山市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第29号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、農地法の一部改正に伴い、本年4月から農業委員会が1筆ごとに農地に関する事項を記録いたした農地台帳及び地図を作成し、公表することとされましたことから、この農地台帳の記録事項が記載をされている農地台帳記録事項要約書の交付、その他農地に関する証明手数料等を徴収することとするため、本条例の別表中に手数料を徴収する事務として新たに追加をするものでございます。

詳細につきましては、農政課長から説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 御説明いたします。

今、市長からもありましたように、農地の透明性、それから流動化、そういうものを勘案しまして農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法、その改正に基づきまして、今、お話がありましたように農地法の一部が改正され、公表するというようなことになってございます。それらにつきまして、市の手数料条例の農政部門の改正を行うということでございます。

別表の1をごらんになっていただきたいと思います。13の農地法関係でございます。

（1）農地台帳記録事項要約書1筆につき200円、農地台帳各筆の明細書の交付1枚につき200円、農家証明1件200円、耕作面積証明書1件200円ですが、これらにつきまして一

部免税点の申請にこられる方の耕作証明につきましては適用しないというようなことで考えております。

あと買い受け適格証明、非農地証明、それから農地法施行規則による第32条の1号に該当する証明、各許可の証明、転用事実確認証明、その他の農地または営農に関する諸証明につきましては1件200円ということで改正をさせていただく予定でございます。

裏面の2ページでございます。こちらは農業振興整備に関する法律の関連でございます。今、数多く農地の転用関係で証明の願いが出ております。それらについても今回見直しを図りまして、1枚につき200円の手数料を徴収したいということでございます。なお、4月1日から適用させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 市の手数料条例の一部を改正する条例ということでございまして、農地法に適用するもののいわゆる農地台帳ほかの閲覧ですね。その手数料を徴収するというところでございますが、これまではこの手数料は徴収しなくてもこれは出していたんでしょうかね。今回、法律に基づいて出さざるを得なくなったということなのか。まず1点ね。

そして、県内の他の自治体のほうでも同様なものについては同様に取っているということで提案をすることになったのか。また、この200円という、20円もありますが、200円という金額の設定は、ほかの資料閲覧と同様な金額なのかどうか。そして、これまでは1年間にどれぐらいのこういうものの取り扱い量があったのかですね。その辺の比較について、もしわかれば説明いただきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 1番目の昨年までの状況でございますが、同じような諸証明は交付してございます。関連しますが、4番目の昨年までの状況でございますけれども、平成25年度は農地台帳関係は25件、今年度2月までの状況でございますと34件。そういうことで農家証明についても2月末までで10件、耕作証明関係で3件、買い受け適格証明で4件、非農地証明で17件、農地法施行規則32条関係で1件、許可証の証明関係で10件、転用事実証明関係で1件ということで、平成26年度は2月末までで26件ほど実績がございまして。

それと、平成25年度については、トータルで49件ほどございまして、御指摘の年間の利用率と昨年までの状況は以上のようなことでありまして、いずれも無料で証明を出してまいりました。

2番目の他市町との状況でございますが、県内各市町、この法律の改正に基づきまして、現在見直しを行ってございます。近隣の市町で言いますと、特に那珂川町の関係でございますが、那須烏山市とほとんど変わりません。歩調を合わせているというような状況でございます。その他宇都宮市から各市町ありますが、若干金額が300円であったり、この証明は無料であったりというのがございますが、各市町とも、この改正に伴いまして、今現在、改正の運びになっているところであります。

3つ目、最後になりますが、料金の設定については、各諸証明との整合性もあわせて、他市町の料金体系を踏まえまして200円もしくは1筆20円というような設定でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 市手数料条例の一部改正でございますが、今回、農地法関連の各農地台帳等証明については手数料を取るということでございますが、明確に法律に基づいて取らなければならないとなったとか、栃木県内でうちだけが取っていないとか、そういうことではないので、確たる手数料を取る根拠が、今までは無料だったものを今回有料にするということについて、私としてはまだ同意できない部分もありますので、私は同意いたしません。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第16 議案第29号 那須烏山市手数料条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、議案第29号については、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第17 議案第30号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第17 議案第30号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第30号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国民健康保険法の一部改正に伴い、保険料軽減の対象となる低所得者数に応じて、保険者に対して財政支援を行う制度を恒久化することとする条例が追加をされましたことから、条例中の国民健康保険法の引用条項を繰り下げることとするために、条例の一部を改正しようとするものでございます。

何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第17 議案第30号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第18 議案第31号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第18 議案第31号 那須烏山市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第31号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成27年度から平成29年度を計画期間といたします那須烏山市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画並びに同計画期間中のサービス見込み量及び保険料の推計により、第1号被保険者の介護保険料と率を定めるものでございます。第6期計画期間の保険料基準額は年額6万7000円となり、第5期計画期間と比較をいたしますと1,700円、2.88%の上昇となります。

また、今回の条例改正については、介護保険制度の改正に伴い、平成27年度から実施をすることとなりました介護予防、日常生活支援、総合事業等の実施にあたり、条例において経過措置を設けるものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 命によりまして、ただいま上程となりました議案第31号につきまして御説明を申し上げます。

介護保険条例の一部改正につきましては、第2条の介護保険料率について平成27年度から平成29年度の第6期介護保険事業計画期間における介護保険料率を改定する所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例内容について説明いたしますので、1ページをお開きください。

第2条の改正につきましては、市長の提案理由にありましたように、第6期計画期間の介護保険料基準額は、年額6万700円となり、第5期計画期間に比較いたしますと1,700円、2.88%の上昇となります。

保険料率の設定につきましては、人口及び被保険者数、65歳以上の第1号被保険者数の推計、要介護、要支援者の認定者数の推計、介護従事者の報酬改定、2.27%の引き下げを見込んだ居宅介護サービスや施設サービス等の給付費の推計、地域支援事業費の見込み、基金の取り崩し、新たな段階区分の設定などを考慮いたしまして、保険料の基準額を年額6万700円、月額だと5,059円とさせていただきました。

新たな計画段階区分につきましては、国の6期標準段階、9段階の区分設定を基本とした上で、さらに標準の9段階の上に2段階の設定をして弾力化を図りまして、全体として11段階区分とさせていただきました。

2ページの第4条は、賦課期日後における第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の改正規定でございます。

3ページの制定附則に新たに第8項を加えまして、介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置の規定でございます。このうち、第1号は、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業について、平成27年度から制度改正において、日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう、多様な主体による多様な生活支援サービスを充実強化するための事業として新たに加えられたものであります。

この事業は、これまで介護予防給付としてサービス提供されてきました介護予防通所介護、いわゆるデイサービス、介護予防訪問介護、いわゆるホームヘルプの2つのサービスが市町村事業として位置づけられました。このほか、多様な主体によるさまざまな生活支援サービスを提供していくこととなります。

この事業につきましては、原則として平成27年4月1日から開始することとされていますが、円滑な制度移行を行うことができるよう、平成29年4月までその開始が猶予されています。本市では、平成27年度、来年度はモデル事業を実施いたしまして、平成28年度4月1日から正式に介護予防・日常生活支援総合事業を開始する予定でございます。

第2号は在宅医療、介護の連携。第3号は生活支援体制整備。第4号は認知症早期支援の規定でございます。これは平成30年4月まで、その開始が猶予されておりました。本市では在宅医療介護連携及び生活支援体制整備は平成28年4月から開始したいと考えておりました。認知症早期支援につきましては平成30年度から開始する考えでございます。

なお、この条例の施行は平成27年4月1日からとなります。

以上、議案第31号について詳細説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） わかりやすく考えたいと思っておりますが、保険料は上がります。事業者を支払う金額は下がりますという説明だったと思うんですが、ということは、その事業所に行っている利用者の料金も下がりますということでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 事業者に対する介護報酬が下がりますと、その1割負担になりますので、利用者に対しましては下がるということを見込んでおります。

○8番（渋井由放） 了解。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

15番 中山五男議員。

○15番（中山五男） 3点お伺いします。

まず、この表を見ますと、保険料というのは生活保護世帯、生活保護受給者も年額にしますと3万400円ほど納めることになるのではないかと思います。これ、よその市町村もこのような方式で徴収しているのでしょうか。これが1点です。

2点目は、今回の改正引き上げ率、これ、1段階から11段階まであるんですが、その段階によって率が違いますね。1.09倍から1.48倍と率が違うんですが、何を基準にしてこのような引き上げ額を決定したのか。これが2点目です。

それと3点目は、この条例の3ページ一番頭、附則の8なんですが、この附則の8の説明がちょっと私、理解できないところもあるものですから、この中で特に、市が別に定める日の翌日云々ということがありますね。この辺のところについて御説明いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） まず、1点目の保険料の生活保護受給者の関係でございます。介護保険法の第39条第1項第1号の口に、被保険者という規定がございます。生活保護は

この被保険者にあたります。ですので、全保険者とも生活保護世帯からも1人当たり、那須烏山市の場合は3万400円ですね、この改定後につきましては、それを徴収することになります。なお、生活保護の生活費には、その保険料部分についての控除をするという規定がございますので、実質的にはそれを差し引いて、その部分については保護費で補填するというような考え方でございます。

次に、2番目の引き上げ率の関係でございますが、もし、先日の火曜日の市議会議員全員協議会の資料で介護保険事業計画書の後ろに別紙として1枚つけておりました第6期、第5期介護保険事業計画、介護保険料段階比較表をもしお持ちでしたら、それを見ていただきますと、結構わかりやすいのかなと思っておりますが、第5期の計画期間中の那須烏山市の保険料率設定は、第1段階、第2段階とも0.45で設定しておりました。第6期におきましては、国の標準段階の0.5に市の保険料率も合わせた関係で、第1段階の方の引き上げ率が54.29%というかなり高率の引き上げになったものでございます。

なお、市議会議員全員協議会で説明いたしました、第1段階につきましては、0.05を公費による軽減を設ける予定になってございまして、それにつきましては、この介護保険条例を6月議会で予算とともに改正させていただきまして、改正後の保険料率は0.45に従来の第5期と同じ料率にさせていただきますと、2万7,300円という金額になりまして、引き上げ率は2.63%とほかとほぼ同じぐらいの並びで、引き上げ率という考え方でおりますので、御理解いただきたいと思いますと考えております。

それから、3番目の附則第8項につきましては、先ほど補足説明で申し上げましたが、介護予防日常生活支援総合事業等に関する経過措置でございまして、本来ですと平成27年4月からこの4つの事業は実施しないというのは原則でございまして、条例で定める日の翌日からという規定につきましては、条例では規則に委任してございます。8項の1号の上のほうの当該市町が別に定める日の翌日から行うといいますのは、規則で定める予定しておりまして、この規則で定める日は第1号と第2号、第3号につきましては、平成28年3月31日を定めることにしてございまして、平成28年4月1日からこの事業を実施したいと考えております。

また、第4号については、平成30年度の実施ですので、平成29年3月31日を定める日として考えてございます。

以上でございます。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第31号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について、反対討論を申し上げます。

これは先ほど提案の説明にもありましたように、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の創設と地域支援事業に関する改正、私から言わせれば改悪ですがね、これがされたということで、介護保険施行令の一部改正がされたことに伴う所要の改正ということでございます。

基本は、第6期の介護保険事業計画をその総合法に基づいて進めるということでございまして、これは総体的に申しますならば、税と社会保障の一体改悪というようなことを前提に、昨年の6月に、この医療介護総合法を強行し、そして、また、介護の報酬も引き下げるということで、全国の介護業者の方が大変心配をしているわけでございまして、これを例えば今まで支援事業、要支援の方々のものを介護保険から外すわけでありますから、これを地域支援事業に移行するわけでありますけれども、厚生労働省の調査でも、全国の自治体では7.2%しか2015年度から移行できないということが明らかになっているものでございまして、万やむを得ず、平成29年の4月まで猶予期間をもつということになって移行されるものでございます。

またさらに、その中で所得の年収280万円以上ですかね、高額所得者については利用料を2割負担するというものが中身にあるものでございます。とりわけこの第6期の介護保険の保険料の各段階での料金ですが、これが基本が2.88%の値上げに始まりまして、全体では14%まで、それぞれの段階で大幅に保険料が引き上がる。こういうものもあるものでございます。

まさに保険料は上がる、介護保険の適用は下がる、そして利用料も所得に応じて上がると、こういうような中身で本当に大変な改悪がされたと。それをこの平成27年の4月から実施する。こういう内容の提案でございまして、これは到底賛成するものではないということをお願い添えまして、反対とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第18 議案第31号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤昇市） 起立多数と認めます。

よって、議案第31号については、原案のとおり可決いたしました。

日程第19 議案第32号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について及び日程第20 議案第33号 那須烏山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正については、関連がありますので一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

◎日程第19 議案第32号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

◎日程第20 議案第33号 那須烏山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） よって、議案第32号及び議案第33号については、一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第32号、第33号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第32号、本案は、厚生労働省令指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正省令が、平成27年4月1日施行予定でありますことから、那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の所要の改正を行うものでございます。

次に、第33号は、厚生労働省令指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び

運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正省令が、平成27年4月1日施行予定でありますことから、那須烏山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の所要の改正をするものでございます。

以上、議案第32号及び議案第33号を一括して提案理由の説明を申し上げます。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長から説明をさせますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 命によりまして、ただいま一括上程となりました議案第32号及び議案第33号につきまして御説明申し上げます。

本両案は、厚生労働省の省令改正、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準と指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の両省令の改正に伴ったものでございます。

地域密着型サービスの利用者は、要介護認定者で要介護1から5の認定を受けた方。地域密着型介護予防サービスの利用者は、要介護認定で要支援1または要支援2の認定を受けた方が対象となります。

地域密着型サービスは指定地域密着型サービスの指定を受けた事業所が行い、地域密着型介護予防サービスは指定地域密着型介護予防サービスの指定を受けた事業者が行います。

主な改正内容といたしましては、小規模多機能型居宅介護について登録定員がこれまで25名以下であったところを29名以下とすること。看護職員が兼務可能な施設、事業所について同一敷地内にある事業所、指定介護老人福祉施設等を追加することなどです。

また、認知症対応型共同生活介護につきましては、事業者が効率的にサービスを提供できるよう、現行では1または2のユニットと規定されているユニット数を、新たに用地が確保が困難などの事情がある場合は3ユニットまで差し支えないということを明確にしたものであります。

まず、議案第32号につきまして説明申し上げます。5ページをお開きください。

5ページにつきましては、第84条第6項が小規模多機能型居宅介護につきまして、看護職員が兼務可能な施設、事業所について、同一敷地内にある事業所、指定介護老人福祉施設等を追加することの改正でございます。

7ページをお開きください。第87条第1項が小規模多機能型居宅介護について登録定員をこれまでの25人から29人以下とするこの改正でございます。

次に9ページをお開きください。

第115条の認知症対応型共同生活介護につきまして、事業者が効率的にサービスを提供できるように、現行は1または2と規定されているユニット数を用地など新たな用地確保が困難である事情がしる場合は3ユニットまで増やすという規定を、ただし書きで加えてございます。

14ページをお開きください。14ページの第8節、複合型サービスが改正後は第8節、看護小規模多機能型居宅介護に改正されます。これはサービス自体は同じですが、サービス内容について訪問介護をやる小規模多機能型居宅介護施設というのが複合サービスと同じなものですから、その内容について名称変更したということでございます。

次に16ページをお開きください。第196条につきまして、複合型サービスから解消された介護小規模多機能型居宅介護について、登録定員がこれまでの25人以下であったところを29人以下とする改正でございます。

次に、議案第32号をお開きください。3ページをお開きいただきまして、第45条第6項でございます。介護予防小規模多機能型居宅介護につきまして、看護職員が兼務可能な施設、事業所について、同一敷地内にある事業所、指定介護老人福祉施設等を追加することの改正でございます。

6ページをお開きください。第48条の第1項が介護予防小規模多機能型居宅介護につきまして、登録定員がこれまで25人以下であったところを29人以下とする改正でございます。

右側の7ページでございますが、第75条介護予防認知症対応型共同生活介護につきまして、事業者が効率的にサービスを提供できるよう、現行で1または2と規定されているユニット数の標準について、新たな用地確保が困難であるなどの事情がある場合は、3ユニットまですることができるといふただし書きの改正でございます。

これらの条例改正の施行は平成27年4月1日からとなります。

以上、議案第32号及び議案第33号につきまして、詳細説明申し上げました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 樋山課長、4ページの左側に第80条の2ですね、事故発生時の対応ということが新しく載りましたね。そこでお伺いしたいと思うんです。こういった老人の介護施設の中では、しばしば虐待とか事故が報道されております。これ、虐待とこの事故とは別

ではないかとは思いますが、お伺いしたいのは、この那須烏山市内のこういった施設の中で、事故発生時の例というのはあるのでしょうか。その対応とこれまでの経緯についてお伺いをします。

○議長（佐藤昇市） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 地域密着型サービスに限らず、介護保険施設の事故につきましては、事故報告書というのを市町村と指定している県等に報告する義務があります。地域密着型サービスの事故報告の発生は毎年数件ございます。主に夜間とかにベッドから落ちて骨折をしたというような事例が多いこととなります。施設では発見次第、救急車等を呼んだり、そのまま施設の車で病院に運んで、その後、家族等に連絡をとって対応しているのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） そうしますと、この虐待のような例は聞き及んでおりませんか。

○議長（佐藤昇市） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 現在、那須烏山市の施設で虐待ということで事故報告を受けた例は私としては把握してございませんので、ないと思っております。

○15番（中山五男） 了解いたしました。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 議案第32号 市の指定地域密着型のサービスの事業の人数、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正に伴う所要の改正、議案第33号につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う所要の改正ということでございまして、第32号のほうは要介護1から5の方のサービス事業。そして、議案第33号のほうは、要支援1、2の方対象の介護予防サービスの事業というようなことではないかなというふうに思うんですけども。

これについては、先ほどの議案第31号で私のほうで触れました、昨年6月の地域医療と介護総合確保推進法ですね、これに絡んでの改正内容が今回提案されているのか。それとも、それとはまた別な厚生労働省の省令の改正に伴う所要の改正において提案されているのか。そして、その改正前と改正後の25人が29人と幾らか容量が多くなったというのはわかりませんが、おおむね今までの介護サービス事業、予防事業、サービス事業、それぞれの中身については、今までのような中身で推移をするということなのか。その辺もう一度御説明いただきたいと思えます。

○議長（佐藤昇市） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 先ほど詳細説明で説明申し上げましたように、厚生労働省の省令改正に伴う改正でございます。医療介護推進法の関係につきましても、改正の中身について、はっきりそれとわかる部分はないと考えております。なお、今、議員がおっしゃいますように、25人定員が29人とかという緩和された部分については、基準を緩和したということで健康福祉課としては考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） そうしますと、その総合法関連での改正に伴う所要の改正ということではなくて、厚生省令関係の改正に伴う改正という理解でまずよろしいということですね。

それと、サービス内容についても、従前の中身に若干緩和した点はあるけれども、サービス内容について後退をするというような中身はないという理解でいいのかどうか。もう1回確認しておきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 平塚議員のお伺いのおりと私は考えております。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 議案第32号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について、1点だけお伺いをいたします。

ページは2ページの第8条の8項をごらんいただきたいと思いますが、これ、改正前は指定複合型サービス事業所、これを新たに指定看護小規模多機能型居宅介護事業所というふうに名称を変えることも1つの改正になっているのかなというふうに思いますが、ここで聞きたいんですが、この指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、これは当然今、市にございます老人介護施設等々も含まれるものだと思うんですが、本市には看護師さんが事業所を起こして在宅看護といいますか、在宅看護、介護をやっている事業所があるかと思うんですが、それもここに、今、私が申し上げました指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に含まれるのかどうか。その辺についてだけお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、先ほど詳細説明で少し触れましたが、指定複合型サービス事業所のサービス内容が訪問看護も含むということで名称が変更されたもので、サービス内容が変わったものではございません。

ただ、那須烏山市には、この従来の複合型サービスのサービス提供事業所自体は1カ所もございません。訪問看護事業所につきましては、ことしもう1カ所増えまして現在2カ所の事業

所が市内で活動しております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 今ちょっと聞き取れなかったんですけど、そうすると、今ありますよね、そういう事業所がね。烏山の地区にあるかと思うんですが、それはこの名目の中には含まれないということですね。あくまでも施設を伴ったそういう施設ということですね。

○議長（佐藤昇市） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 市内にあります小規模多機能型居宅介護事業所では、なごみというのが現在1カ所あります。そこは訪問看護までやっておりますので、この新しくなりました指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にはならないということでございます。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第19 議案第32号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第33号 那須烏山市指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第21 議案第34号 那須烏山市こども医療費助成条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第21 議案第34号 那須烏山市こども医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第34号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、子育て世代の負担軽減を図るために、医療機関の窓口での支払いが不要となる現物給付の対象年齢を現在の3歳未満から中学3年生まで拡大し、医療費助成の対象者が県内医療機関で受診をした場合には、全員を現物給付により助成をすることとするため、条例の一部改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、こども課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） それでは、命によりまして、議案第34号の補足説明をさせていただきます。

本案は、先ほど市長提案理由で申し上げましたとおり、子育て世帯の負担軽減を図るため、平成27年4月から、県内の医療機関の窓口で医療費の支払いが不要となる現物給付対象年齢を中学3年生までの15歳までに拡大するための一部改正でございます。

それでは、1ページ目をお開きください。新旧対照表によりまして、主なもののみ御説明をさせていただきます。

まず、第2条ですね。現行第2条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り上げをします。

次に、第4条の見出しですね。3歳未満の対象の子供に係る助成等を現物給付による助成に改め、同条、市長は対象の子供が県内の医療機関等において、保険給付医療を受けた場合は当該保険給付に係る一部負担金等の額、医療費に相当する額を医療機関に支払うものとするものです。ただし、当該医療機関等が助成対象者から医療費の支払いを受け取ってしまった場合は、従来どおりの償還払いとすることを規定しております。

それでは、次のページ、2ページ目をごらんください。第5条の見出し、3歳以上の対象の子供に係る助成を償還払いによる助成に改めます。対象の子供が県外の医療機関等において保険給付医療を受けた場合は、市長は助成対象者の申請に基づき、償還払いで助成する旨の規定をしているところです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） これ、参考のためにお伺いしたいんです。先ほどの提案理由の中に中学校終了までと言いましたね。この定義を見ますと、15歳に達する日以後の最初の3月31日までとなっているわけですね。

お伺いしたいのは、何らかの事情によりまして、入学または進級がおくれたために中学卒業が15歳を過ぎてしまった者。こういう者もいるのではないかと思いますが、この者に対しては該当しないと。15歳のこの日にちを過ぎれば、もう中学生であっても医療費の補助の対象にはならないと、そう理解してよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） はい。議員のおっしゃるとおり、第2条の規定に基づきまして、対象とはなりません。よろしくお願いをいたします。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 上程中の那須烏山市こども医療費助成条例の一部改正について、中身について質疑を行います。

今までは、3歳以上の子供に対して現物給付をすると国のペナルティがありましたよね。この問題は解決したのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 平成27年の4月から、県では未就学児までを対象にしますので、そこまでは補助はございますが、小学校、中学校に対してはございません。解決しており

ません。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 質問の仕方が悪かったかどうか反省をしているんですが、補助があったかどうかではなく、ペナルティがあるかどうかなんです。しかも、これは市長が市長選の公約に掲げたものだと思います。その点についてもう一度確認をします。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 大変失礼いたしました。解決はしておりません。ペナルティはございます、従来どおり。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） そうしますと、ペナルティを甘んじて受け入れても市民との約束を大事にする。こういう考えで市長は今回の上程に至ったわけですか。市長にその辺の見解をお聞きしております。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） そのとおりでございます。ここへ来まして、定住あるいはそういった交流人口を増やすというような大義名分がございますので、それにもあわせて、また議員各位からもたびたび一般質問等でこの現物給付については御質問いただいております。全て包含をした形で今回は踏み切りました。御理解いただきたいと思っております。

○16番（高田悦男） 了解。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） こども医療助成の条例の改正でございますが、本市は中学校3年生まで医療費の無料化ということで拡大をされておりましたが、これを現物給付を中学校3年生まで拡大をされるということで、私もこれは質問等をお願いをしていた件でございますが、これに加えてワンレセプト500円の最初の負担があるんですよね。それは那須烏山市はそれも無料しておりますので、そういう意味では文字どおり中学校3年生までは完全無料で、そして現物給付になると。こういうふうになるわけですよね。そのちょっとPRが足りないのかなというふうに思いますので、そこを確認しておきたいというのと。

そうしますと、対象人員はおおむね総体で何人になるのか。それだけお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） ワンレセプト部分ですね、補助をすることになっております。対象人数なんですが、見込みとして子供の数で言いますと3,032人を見込んでおります。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ただいま上程されております議案第34号 那須烏山市こども医療費助成条例の一部改正について、これは私も中学校3年生まで医療費をただにするということに賛成でございます。しかし、前の市議会議員全員協議会の際に説明をいただいたんですが、従来、市が負担する金額から今回、これを改正することによって、たしか私の記憶違いでなければ7,000万円ぐらい余分にお金がかかるということでした。こういうサービスをするのは結構なんですけど、本市は自主財源率が県下で一番低い。財政的にも大変困窮している自治体でございますので、こういうサービスは結構でございますけれども、その分、その多く出費する分、さらに税金の有効活用、生きたお金の使い方をしなければならないというふうに私は考えているんですが、その辺について所管の課長及び市長から御意見を伺いたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） こども医療費につきましては、平成27年度予算になってしまいうんですが、総額で約7,100万円ということで予算化をしているところです。やはり、こども医療費、中学3年生まで現物給付することによりまして、本市の子育て支援について保護者の皆様に充実を図っていきたいということで、前向きな姿勢で取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 今、課長から7,100万円、従来よりも財源を支出しなければならないということで、総額か。いずれにしても、この前、これ、宇都宮でしたっけ、宇都宮がやはりこういう制度条例を改正したことによって、通常の医療費が3割ぐらい増えたというようなことでしたよね、説明ではね。これは大変私も賛成でございますけれども、そういう税金の使い方、こういうところに出していくからにはその分、違うところを削減する。また、さらに有効に財源を活用するという意識をさらに高めていただきたいというふうに思うところであります。市長の見解を伺います。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 総額7,000万円を超える、あくまでもそれは想定のコトでございます。償還払いから2,000万円強の増額を予定しておりますので、それは先ほど課長から説明があったとおりであります。

2,000万円強の金額が前年から増えるわけでございますので、多額な財政出費になりま

す。そのことについては、当初予算は前年並み、116億9,300万円にとどめたわけであり、これも中長期財政計画をお示しをしておりますように、これからのやはり持続可能な財政計画にするためには、やはり出づる制することが何事も大事でございますから、そういった意味では、これからもそういったでき得る削減を投資的経費あるいは人件費、結局これからできる性質別性格から見た財源は大きくその2項目しかないのであります。

したがいまして、そういったところをしっかりと計画を立てて、出づるを制す、必要な選択と集中の事業を展開する。そういう考え方で財政運営はしていきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 市長から出づるを制するというような答弁をいただきました。出づるを制すとともに、入るを図ることもまた、ひとつ一生懸命御検討いただきたいと思っております。了解です。

○議長（佐藤昇市） 7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） 今の久保居議員のことに続いてなんですけど、子供の窓口の支払いがなくなるだけで実際に今までは窓口で支払って、市に領収書を持っていってお金をもらっていたんです。その現実是不変なんです。ただ、助成金とかそういうのが減る金額があるということですよ、足りないのは、たしか。いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大野市民課長。

○市民課長（大野治樹） 御質問につきましては、払う医療費は、どなたもかかった分については診療報酬上、一定の金額は取られますので、保護者の負担はなくなりますが、市に入ってくる調整交付金等ではペナルティという形で先ほど来からおっしゃられているように、無料にすることによって医療機関を利用する回数が増えるだろうという国の考え方もございまして、一定の調整率を減額の調整率にされて調整交付金が来るというシステムになってございまして、市に入る国からの交付金等は若干減ってくるのかなということでございます。

○議長（佐藤昇市） 7番川俣純子議員。

○7番（川俣純子） その保険料が上がるのではなく、だから調整金来なくなるということをお聞き、ある意味理解してもらわないと、市がすごい負担しているわけではない。それで、私は、ずっとこのこども医療にあわせて、障害者の方もできたら現物にしてほしい。ずっと人数が少ないんですよ。実は、親がいたりとかする子供の場合は財源があるんです。一旦払うことができるんですけど、御自分で障害がある方は実際に窓口で支払いができないので、給金をもらった日しか来ない方がいるんですよ。

ですから、そちらを私は人数も少ないし、金額も多いわけではないので、もう補助がかなり出ているので、できたら現物にそちらもあわせてやっていっていただければいいと思います。

たいと、あわせてずっと言っていたんですけど、票をもらえるほうが優先されたのかなと思うとちょっと寂しく感じましたので。市長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今回の現物給付方式につきましては、議員御指摘のとおり、今までの償還払いを現物給付にした。そのペナルティ分の差額が2,000万円強だと、こんなふうに御理解いただきたいと思いますが、あわせてこれは市長裁定のときにも、今、御指摘の面についても、本当に真剣に議論をさせていただきました。そのようなことで、決してそれを保護したわけでもございません。とりあえず想定予算ですけれども、2,000万円ちょっと超える金額を一気に歳出が増えたということもございますので、そのことについては平成27年度の持ち越し検討課題ということにさせていただきましたので、御理解いただきたいと思います。

○7番（川俣純子） 了解。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第21 議案第34号 那須烏山市子ども医療費助成条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第22 議案第36号 那須烏山市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第22 議案第36号 那須烏山市放課後児童健全育成事業実施

条例の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第36号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、こども館において放課後児童クラブを行っている烏山放課後児童クラブについて、ことし4月から利用定員の増加が見込まれることに伴いまして、現在、2クラブあります放課後児童クラブを1クラブ増設するため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、こども課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） それでは、命によりまして、議案第36号の補足説明を申し上げます。

それでは、1ページ目をお開きください。新旧対照表別表第1（5条関係）の改正内容としたしましては、現在、こども館内に烏山第1放課後児童クラブと烏山第2放課後児童クラブの2クラブを設置しております。

本年4月から、こども館内の2つのクラブの利用児童員の増加が伴いますので、現在の2つのクラブに、烏山第3放課後児童クラブの1クラブを増やすための一部改正でございます。昨年の12月におきまして、国の基準に基づき那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を可決いただいております。

その条例におきましては、1クラブの利用定員児童数はおおむね40人以下と規定されております。烏山第1放課後児童クラブの児童数を39名、第2クラブを同様の39名、第3クラブを29名とし、合計107名の利用定員児童数を受け入れることで、今回条例を改正するものであります。この条例の施行は平成27年4月1日からとします。

さらに、昨年の12月議会におきまして、現在の江川小学校が平成28年4月1日から学校の位置が那須烏山市下川井101番地となる旨の可決をいただいております。江川放課後児童クラブの所在地を那須烏山市下川井101番地の江川小学校内に移転することを考えておりますので、あわせて改正するものであります。この江川小学校につきましては、平成28年4月1日からといたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 市の放課後児童健全育成事業の実施条例の一部改正ということでございまして、提案の中身は烏山第1放課後児童クラブと第2放課後児童クラブと、これが定員が増えたので第3放課後児童クラブをつくるということですが、これは今までは旧青年の家というんですかね、あそこを2カ所に区分をしてやっていたんですが、今度はこの第3放課後児童クラブができることによって、その運営方法は、いわゆるこども館ですけどね。こども館の運営方法はどんなふうな中身になるのか。学年で輪切りするとか、そういうことなのか。その運営の中身についてお示しをいただきたいなと思います。

さらには、前の検討課題の中には、このこども館でなくて烏山小学校内に放課後児童クラブを移すという検討課題もあったように記憶しているんですけども、その辺は今回はないようございまして、今後はどういうふうを考えているのか。その2点、ちょっとお示しをいただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） それでは、平塚議員の御質問にお答えいたします。

まず、現在、烏山放課後児童クラブ、2クラブがございまして。面積からしますと、1人当たり6.5平米の面積があればいいということで、今のある部屋を3つに区切ることが可能ですので、そのような形で同じ場所で3つのクラブが運営するような形をしております。

3つのクラブにした場合、例えば1年生が第1クラブに入るのかとか、2年生が第2クラブに入るのか、そういう運営の問題が出てきます。それについては、現在、野うさぎクラブに委託をお願いしていることで、現在、野うさぎクラブのほうでその児童の割り振りについては検討しているところでございます。

次に、烏山小学校へ放課後児童クラブを移動するということについてなんですけど、ことしの1月の28日に、烏山放課後児童クラブの検討委員会を行いました。その中では、やはり烏山小学校の空き部屋の状況を考慮しながら、少なくとも平成31年度末までには移転する考えでおります。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 平成31年までということで大分、間がありますね。いずれにしても、子供たちに支障がないように安全な学童保育の運営に努めていただきたいなと思います。

風の便りに聞きますと、こども館と学童保育を運営されている方とのコミュニケーションがあまりうまくいっていないというふうに聞いております。それについては、どちらがどうというのは聞いておりませんが、やはり子供さんに支障を来さないようにうまくやってもらいたいなというふうに思います。

とりわけ子ども・子育てのあれで基準が明確になりましたよね、指導員のね。その辺もやはり規定にしっかり沿って安全、安心で進めていただきたいなと思うんですが、それをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） ただいま平塚議員のおっしゃるとおり、規定に基づいて安全な運営を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） ただいま上程されている件について伺います。

今の平塚議員のほうからも質問があつて、ちょっと重複して申しわけないんですけども、私たちはこの放課後児童クラブが烏山小学校に移転するんだという、もうそれが決まっているようなニュアンスでお聞きした覚えがございます。それが、今の平塚議員の質問に対して、平成31年度という5年ぐらい先になっちゃうわけですね。そうすると、今のこども館側と放課後児童クラブとのあつれきがあるのかどうか、その辺は私は知りませんが、あそここのこども館の施設そのものがかなりもう老朽化しております。そこにまた、クラブのクラスも増えてくるわけでございまして、あと5年間そのまま放置しておいていいのかどうか。

その辺と、この前言った小学校に移すといったことですね。それはもう私たちはそれを聞いた時点で、もう小学校とかこれを委託している野うさぎクラブさんなんかとはそういう話し合いができて、我々にお話をされているのかなというふうには思っておりましたので、その辺のことについてもうちちょっと詳しく御説明をお願いします。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 私の答弁がちょっとまずかったとは思いますが、烏山の小学校の空き教室が出た段階で順次移っていくということで、最終的には平成31年度末までには完全に移転するという考えでおります。

また、野うさぎクラブともよく運営に関して意見調整を図りながら、今現在やっているところでは。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで

質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第22 議案第36号 那須烏山市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時40分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開いたします。

○事務局長（平山 隆） 議案第26号、議案第27号の平塚議員の質疑に対しまして答弁漏れがありましたので、それぞれ総務課長、こども課長のほうから御説明いたします。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 第26号議案、給与条例の2%減額は幾らになるかということですが、総額年1,900万円の減額になります。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） 平塚議員の御質問に答弁漏れがありましたので、お答えをいたします。

まず、母子世帯数なんですけど217世帯で、人員が339人でございます。父子世帯が28世帯、43人でございます。

以上です。

◎日程第23 議案第37号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第23 議案第37号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第37号の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、東日本大震災、福島第一原子力発電所事故に伴う電力需給の逼迫を受けまして、再生可能エネルギーによる電力の地産地消を推進することとし、特に本市の豊富な日射量を踏まえ、太陽光の利活用による那須烏山市サンライズプロジェクトに取り組むことといたしました。

本条例は、このプロジェクトにのっとりまして、太陽光発電所を初めとする再生可能エネルギーによる電気業の立地を企業誘致の観点からも支援すべく、平成25年1月1日に条例改正を行ったものでございます。

この再生可能エネルギーは国を挙げて進められたものでございますが、特に、太陽光発電所の立地が相次ぎまして、今や固定買い取り制度の大幅見直しが前倒しで検討されております。前回の条例改正から2年が経過した今日、本市におきましても予想を上回る太陽光発電所の立地が続き、企業立地奨励金に係る財政負担の肥大化が懸念をされる事態となりました。

このため、市では引き続き、環境に優しく、自然資源を活用する再生可能エネルギーを推進する方針ながら、企業誘致としての太陽光発電所奨励金は縮減するべきと判断をし、改正を提案することとした次第であります。

本案は、太陽光発電事業者への奨励を段階的に縮減をするとともに、今後の支援対象企業の要件追加、企業立地奨励金交付額の限度額設定など、所要の改正を図ろうとするものでございます。なお、前回改正から2年しか経過をしていないことを踏まえまして、限定的な一部改正にとどめ、また、施行期日は平成27年4月1日ながら、実質的な奨励縮減は平成28年以降といたしております。

詳細につきましては、商工観光課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） それでは、命によりまして本上程案の議案第37号の那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改正について、説明を申し上げます。

ただいま市長から提案の中で説明がありましたように、平成25年4月1日に改正しての、また再改正になりまして、まだ2年しか経過していないことを踏まえまして全体的な改正でございます。

4点ほど改正をする件があります。1点目は、太陽光発電事業者への奨励を段階的に縮減する。支援対象企業の要件の追加。そして、企業立地奨励金交付額の限度設定、そして雇用促進奨励金の明確化でございます。

では、条例の1ページをお開きください。新旧対照表になっておりますが、第3条の支援対象企業等について改正をしております。第1号に、市の市民税が課され、または課される者の要件を追加しまして、事業所等融資の設置と市民税納付を義務づけました。

第3号の次に新たな第4号を入れまして、内容的には事業所の新設または増設等に係る生産施設等の操業を開始する時点における常時雇用従業員の数が3人以上であることの条件を追加し、雇用の確保を義務づけしたものであります。よって、次の番号が5、6と順次先送りになります。

次に、下のほうの表をごらんください。別表ですね。別表の区分で企業立地奨励金の交付内容に、ただし書きで各年度における交付額は3,000万円を限度とするを追加いたしました。ここまでが3点目の内容でございます。

次の3ページに、右の上のほうになりますが、企業立地の中の雇用促進奨励金の交付要件を市内住所を有する者に限るという、この項の右側において、同じに改正し、交付内容を新規雇用者を市在住新規雇用従業員に改正し、交付内容を明確化するための改正でございます。

下のほうに附則ということになりますが、この条例は平成27年4月1日から施行するになっておりますが、先ほども言いましたように、前回の改正からまだ2年のため、平成27年に改正しますが、この平成27年度を周知期間として旧例条例により企業の立地奨励金の交付を従前のように行うということです。

その内容であります。今までの経過措置は2までありまして、その2を一部改正し、今回新たに裏のページにありますように、3と4の項目を追加して、平成27年度、そして平成28年度以降、つまり特例認定期間に旧条例による事業認定を受ける場合の運用方法を見直したものでございます。

内容的には、文章が法律的な言葉で難しいものですから、私のほうで説明しますと、実質的

には平成28年3月31日までに操業される太陽光発電所事業者につきましては、今までどおり旧条例が適用されることとなりますが、今回の一部改正により、平成29年3月31日までに操業に伴う交付額は上限3,000万円が適用され、そして、次の年からの操業により交付率が2分の1と、上限3,000万円が適用になり、平成36年までを特例交付期間で交付するという改正にいたしましたものでございます。

以上で、条例の一部改正についての補足説明とさせていただきますので、何とぞ慎重御審議の上、可決、御決定していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第23 議案第37号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第24 議案第38号 那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について

○議長（佐藤昇市） 日程第24 議案第38号 那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第38号の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、施設の老朽化のため、平成22年度より閉鎖をしておりました烏山プールを解体することに伴いまして、那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤新一） ただいま上程となりました議案第38号の市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について、詳細説明をさせていただきます。

烏山のプールにつきましては、昭和45年に建設されまして老朽化が進み、平成22年度から、ろ過装置の配管の腐食にて漏水がひどく閉鎖をしておりましたが、今年度、解体費用の予算化がされまして、現在、解体工事が進んでおります。

つきましては、烏山プールの解体に伴って、那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例中、別表第1市の運動施設の名称及び位置、別表第2運動施設の利用時間、休日、別表第3運動施設の使用時間、単価、使用料などの烏山プールに関する記載事項を削るための条例の一部改正するものでございます。何とぞ慎重審議いただきまして、可決、決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第24 議案第38号 那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第25 議案第10号から日程第32 議案第17号までの平成26年度一般会計補正予算、特別会計補正予算、水道事業会計補正予算の8議案については関連がありますので、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第25 議案第10号 平成26年度那須烏山市一般会計補正予算（第7号）について
 - ◎日程第26 議案第11号 平成26年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
 - ◎日程第27 議案第12号 平成26年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第28 議案第13号 平成26年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第29 議案第14号 平成26年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第30 議案第15号 平成26年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第31 議案第16号 平成26年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
 - ◎日程第32 議案第17号 平成26年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第

3号) について

○議長（佐藤昇市） よって、議案第10号 平成26年度那須烏山市一般会計補正予算（第7号）から議案第17号 平成26年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）までの8議案を一括して議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第10号から第17号まで提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第10号は、平成26年度那須烏山市一般会計補正予算第7号についてであります。本案は、平成26年度一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ1億7,897万3,000円を増額し、補正後の予算総額を123億6,463万4,000円とするものであります。今回の補正は、地方創生関連事業の予算及び地方交付税、国県補助事業等の精算確定に伴うものでございます。

なお、人件費につきましては、諸手当等の精算及び退職手当組合負担金等の増額補正をあわせて行いました。

主な内容につきまして御説明申し上げます。まず、歳出予算についてであります。

議会費は、議員報酬及び議会事務局費など、事業精査によるものでございます。

総務費は、財政調整基金として利息分の積み立てであります。

ふるさと応援基金費は、給付者13件の積立金でございます。

庁舎整備費は、烏山庁舎トイレ改修工事及び南那須庁舎議会事務局空調施設改修工事であります。

市有財産購入費は、土地開発基金の土地分を、一般会計から買い戻すための予算措置でございます。

総合戦略推進事業は、地方創生関連事業として計上するものでございまして、当該予算は次年度への繰り越し事業となります。

定住促進対策事業費は、定住促進住まいづくり奨励金の増額に伴う予算計上でございます。

民生費は、国県補助事業の確定、精算に伴うものであり、臨時福祉給付金事業費、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療制度事業費、児童手当給付費、子育て世帯臨時特例給付金事業費などが主なものであります。

母子福祉事業費は、こども医療費助成、妊産婦医療費助成など事業費の精査による減額であ

ります。

にこにこ保育園運営費及びすくすく保育園運営費につきましては、臨時保育士、臨時看護師等の賃金を予算計上しましたが、採用に至らなかったために減額をするものであります。

衛生費は、健康増進事業費といたしまして、女性支援のためのがん検診推進事業費が、当初の受診見込み者数を下回ったために減額をするものでございます。

し尿処理費は、広域行政事務組合へのし尿処理施設機関改良整備事業負担金でございますが、国において震災復興特別交付税の対象となったために予算措置をするものであります。

農林水産業費は、各種事業の精算、精査によるものでございます。

商工費は、商業振興対策費といたしまして、地方創生関連事業でありますプレミアム付商品券発行事業であります。

一般観光施設運営費は、イベント時に使用する椅子、テーブル等の購入費であります。

大金駅前観光交流施設運営費は、防犯カメラの設置、施設の維持管理費に必要な備品購入費であります。

土木費は、事業費の精算によるものでございますが、道路維持管理費につきましては、降雪等による路面凍結に備えるために、除排雪業務委託料の増額であります。

消防費は、常備消防費といたしまして、広域行政事務組合の消防指令センター及び消防救急デジタル無線整備事業負担金の精査によるものであります。

教育費は、事業費の精査によるものでありますが、教育委員会事務局費は子ども見守り隊事業費として見守り隊に係る費用であります。

小学校費、中学校費は、主に各小中学校に必要な備品の購入費であります。

こども館施設整備費は、放課後児童クラブのための空調設備設置工事費であります。

体育施設費関係では、烏山運動公園施設整備費といたしまして、テニスコート改修費を、緑地運動公園施設整備費といたしましてテニスコート改修事業の精算でございます。

学校給食センター運営費は、P P Sとの電力契約によりまして、光熱費を減額するものであります。

災害復旧費は、事業の精算によるものでございます。

公債費は、償還元利金の10年利率見直しに伴うものであります。

次に、歳入予算についてでございます。

市税は、法人市民税現年課税分、固定資産税現年課税分及び滞納繰越分において、増収が見込まれることから補正をするものでございます。

普通交付税は、額の確定に伴う増額でございます。

特別交付税は、震災復興特別交付税といたしまして、広域行政事務組合し尿処理施設機関改

良整備事業への交付金を増額をするものであります。

国県支出金は、事業費の確定に伴う精算であります。

繰入金は、国県補助金等の事業精査に伴い、財政調整基金、市有施設整備基金及び東日本大震災復興推進基金繰入金等を減額をするものでございます。

寄附金は、ふるさと応援給付金といたしまして大阪府寝屋川市大喜智明様、東京都目黒区新沢 清様、東京都中央区羽鳥広宣様、南那須地区工業者懇話会様、神奈川県川崎市富岡和男様、兵庫県姫路市鈴山 勲様、神奈川県横浜市奥茂宏行様、ほか6名の匿名様からでございます。

社会福祉事業費寄附金は、下境塩野目仁一様からでございます。

教育総務費寄附金は、東京都小金井市秋山 久様からであります。それぞれの趣旨に沿った形で予算措置をさせていただきました。御芳志に対し深く敬意を表し、御報告を申し上げる次第でございます。

次に、議案第11号 平成26年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算第3号についてであります。本案は、国民健康保険特別会計事業勘定予算の歳入歳出を3,827万6,000円増額し、補正後の予算総額を36億4,185万6,000円とするものであります。

主な内容は、職員人件費の増額、一般被保険者療養給付費、高額療養費、退職被保険者等高額療養費の増額及び出産育児一時金、後期高齢者支援金及び介護納付金の精査に伴うものであります。これらの財源は、一般会計繰入金及び諸収入をもって措置をいたしました。

なお、本案は、国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりの答申を得ておりますことを申し添えます。

議案第12号 平成26年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてであります。本案は、後期高齢者医療特別会計の予算歳入歳出をそれぞれ26万円減額をし、補正後の予算総額3億2,409万3,000円とするものであります。

主な内容は、後期高齢者医療特別調整交付金の精査に伴うものであります。これに伴いまして、歳入歳出の後期高齢者医療制度特別対策補助金を減額いたしました。

議案第13号 平成26年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算第2号についてであります。本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出からそれぞれ9,678万6,000円を減額し、補正後の予算総額を25億2,559万3,000円とするものであります。主な内容につきましては、各事業費の精査に伴い過不足が見込まれる保険給付費及び地域支援事業費などの補正でございます。

歳入は、保険料、国庫、県支出金及び支払基金交付金等の精算による充当財源の補正であります。

議案第14号は、平成26年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号につい

てであります。本案は、農業集落排水事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ20万2,000円増額し、補正後の予算総額6,390万2,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、一般管理費と維持管理費の精査に伴う負担金及び通信運搬費の増額であります。なお、財源につきましては、前年度繰越金を増額し、一般会計繰入金を減額する措置を講じました。

議案第15号 平成26年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算第2号についてであります。本案は、下水道事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ1,970万1,000円を減額し、補正後の予算総額を7億3,966万2,000円とするものであります。歳出の主な内容は、人件費及び下水道整備費の精査に伴う減額であり、これに伴い、歳入の国庫補助金の一般会計繰入金、市債を減額をするとともに、前年度繰越金を増額し、一般会計繰入金を減額する措置を講じました。また、この下水道整備費の歳出の一部につきましては、翌年度に繰り越しをして処理をするものであります。

議案第16号 平成26年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算第3号についてであります。本案は、簡易水道事業特別会計の歳入歳出をそれぞれ2万4,000円増額し、補正後の予算総額を1億593万7,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、人事異動に伴う職員人件費の減額、簡易水道施設の電気料の増額と漏水及び施設の修繕対応に伴う増額によるものであります。

なお、財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

次は、議案第17号 平成26年度那須烏山市水道事業会計補正予算第3号についてであります。本議案は、水道事業会計予算の精査によるもので、収益的収入の営業収益を732万7,000円増額をし、営業外収益を2,772万3,000円減額をして、補正後の予算総額を5億7,643万7,000円といたしまして、収益的支出につきましては、営業費用を1,890万8,000円減額し、特別損失を640万9,000円減額をいたしまして、補正後の予算総額を5億7,541万2,000円とするものであります。

収入の主な内容は、消火栓維持管理費負担金の増額、また、支出では、資産減価償却費の減額などであります。

資本的収入は、加入金の266万5,000円の増額と、他会計負担金の10万8,000円を減額などで、補正後の予算総額を5,960万5,000円といたします。

資本的支出におきまして、精査によりまして建設改良費を107万3,000円を減額し、補正後の予算総額を3億1,668万4,000円といたしました。

以上、議案第10号から議案第17号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。慎重御審議をいただきまして、可決、御決定をいただきますようお願いを申し上げます。提案

理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 平成26年度の各会計の補正予算でございますが、一般会計のほうで、まず、18ページですね。定住促進対策事業費というのが200万円載っていますが、先ほど説明はあったかと思うんですけど、いずれにしても2,000万円の予算に200万円補正をつけたということでございます。これについては、事業そのものは大きく前進をして、この事業を進める、それだけ費用がかかったということなのか。前の空き家対策についても調査をして、そして空き家の再利用を定住促進として利用するというような話もあったんですが、その関連なのか。その辺の考え方について説明をいただきたいと思います。

19ページの下の方には、障害者総合支援事業費ということで780万4,000円、重度心身障害者医療費助成というのが250万円載っていますが、この中身についてもお示しをいただきたいと思います。

その下に高齢者福祉費ということで、高齢者生きがい対策費27万6,000円ですね。そして、在宅高齢者支援事業費153万6,000円と、この中身についてもお示しをいただきたいと思います。

20ページ、民生費の児童福祉総務費の中で、放課後児童健全育成事業費258万5,000円とありますが、これは今度、烏山小学校区の学童保育所を2つを3つに区切るということで、このような費用が必要になったのか。それとも全く別な使い方で、この費用が要るようになったのか。その中身についてお示しをいただきたいなと思います。

次は、24ページの農林水産業費でございますが、林業総務費の中にイノシシ捕獲促進強化事業費というのが72万円載っております。これについても、毎定例会ごとに補正予算で追加されておりますけれども、今回のイノシシ捕獲促進強化事業というのはどういうことで、この72万円がついたのか説明をお願いします。

25ページの商工業振興費ということで、商工業振興対策費5,185万円ですね。これはおそらく今度の地方創生絡みの商品券20%を、ここにいわゆる地方創生事業として進めるということの中身なのかなというふうにお見受けするんですが、これについてはいつごろの時期にどのような内容でこの内容を進めるのか、お示しをいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 商工観光課、2件関係しています。まず、18ページの定住

促進対策費の今回200万円ということでの補正ということですが、前年度との対比で大体2,000万円の事業費ということで当初組んでいたところ、現在、市内の建設業加算とかが当初10件より22件に増えたとか等々の増に伴う現時点で改正する金額がこの200万円を補正するということによって、今年度対応できるのかなということでの増でございます。

空き家バンクとの関係でございますが、総務課で情報をもとに空き家バンク情報を充実している最中で、今回、支援、宅建業者との協定を見据えながら進めていますが、これについての数字が出てくるのは今後かなと思っております。

もう一つ、25ページの商工観光課の商工業振興費の内容でございます。確かに商業振興対策費は商品券発行でございまして、この国庫支出金の中に5,200万円ありますが、これに基づきまして約20%のプレミアムをつけて発行する予定でございまして、今後、商工会との連絡をとりながら、一緒に協議しながら進めていく考えでございまして、基本的には2割とか毎年行っている内容、プレミアム商品券、過去5年間やっておりますので、そのやり方と同じような方向で商工会と共同して進めていくという考えでございまして。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） それでは19ページの障害者総合支援事業費の関係の御質問にお答えいたします。

この関係では、障害者介護給付費、訓練等給付費の扶助費と、障害児通所給付費の扶助費に不足が生じた関係での補正でございます。

次に、重度心身障害児医療費助成事業費の250万円につきましては、重心医療の扶助費に不足が生じた関係の補正になります。

次に、高齢者福祉費のうち、高齢者生きがい対策費の27万6,000円につきましては、高齢者福祉タクシーの利用が増えた関係によりまして、所要の補正をしてございます。

それから、在宅高齢者支援事業関係では、高齢者外出支援及びいきいき温泉入浴証助成事業の関係に、利用が見込みより増えた関係の補正で、それぞれ増額補正をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 青木こども課長。

○こども課長（青木 敏） それでは20ページの放課後児童健全育成事業費258万5,000円についてお答えをいたします。

この費用につきましては、七合、境、荒川の学童保育用の湯沸かし用給湯器の購入、また流

し台の取りかえ、そのほか3学童の備品を購入するものであります。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 農政課のほうは24ページ、イノシシ関連でございます。この増額につきましては、12月末までに1万2,000円の150頭分を見ていたわけでございますが、当初ですね。それが前にも御報告しましたように、くくりわなの免許取得者に3組ずつお渡ししたという経緯もございまして、非常に捕獲数が増えてございます。1月、2月、3月で60頭を見込みまして、総数で210頭を見込んでおります。その差額が今回の補正額72万円というふうになってございます。頭数捕獲の増ということです。

○議長（佐藤昇市） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 大体わかりました。定住促進ですね。当初よりこれだけ利用が増えているということは好ましいなというふうに思いますが、空き家バンクの事業につきましては、新聞等でも県の宅建業界との協定を結んだり、かなり事業が進んでいるかのような印象を受けているんですが、実際にはまだ調査中ということもございまして、これ、関連質問でまことに申しわけないですけれども、それでは、これからの、平成27年度になっちゃうのかな、要するに空き家バンクの実際の稼働についてはどんなふうに展開を図るのか。その進め方というか、内容について、もう一度確認をしておきたいなというふうに思います。

あわせて、地域創生の商業振興対策費の20%プレミアムの課題でございますが、これについても補正予算で対応はしましたが、具体的には商工会等々と連絡調整をしながら、平成27年度の事業というような感じで進めるようなことになるのかなと。そうしますと、前年ありますと5月の連休あたりに販売をして、年内までにそれが使用できるようなことで進めておりましたが、今回もそんな感じになるのかなということだけ確認をしておきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 定住関係、空き家情報バンクにつきましては、先ほど宅建の方と協定を結び、今後募集して、実施は近くの方と支援をするということになっておりまして、実はきょう、その業者と今後の打ち合わせを4時からやっているところでございまして、その後の動きになりまして、事業については空き家情報バンクについては新年度でその情報をタブレット方式でやり、受付方式を拡充しますので、その中で増えていくのかなと思っております。

商品券の発行につきましては、昨年はプレミアム商品券は6カ月間という期限がありますので、年1回で6カ月間という発行になると予想されますので、そうすると、12月からバックして、やはり金を使う期間の6カ月間がいいのかと思ひまして、多分6、7月ごろから半年間

商品券を発行することになると考えております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありますか。

8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 3点ほど。25ページの一般観光施設運営費336万5,000円ですね。これはどんな支出というか、どんな仕事になったのか。

次は27ページですね。27ページの、これは多分パソコンを買ったやつなんだろうと思うんですね、パソコンとかサーバーとか、多分ですが。教育情報ネットワークの整備事業費、これが877万3,000円の減額ということになっております。

あと30ページの緑地運動公園の先ほども説明いただきましたが、テニスコートの改修工事ですね。これで減額で1,033万6,000円ということでございます。大もと幾らの費用でこれだけ減額になったのか。かなり大きい減額だと思うんですけども、その内容を御説明いただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 私のほうは25ページの観光施設費の中の一般観光施設運営費336万5,000円の内訳ということでございますが、イベント用の机とケーブルを今回購入したいという考えを持って予算を計上しました。椅子400台、そしてテーブルを30台購入して、イベント等に使うための、今まで使っていたものが大分傷んできましたので、今回補正によって対応したいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） 27ページの教育情報ネットワーク整備事業費の877万3,000円の減額の御質問がございました。こちらにつきましては、議員御指摘のとおり、学校のクライアントサーバー、それから学校のサーバー関係ですね、タブレット端末等々、それに学校の校務用のパソコン等々の切りかえ時期でありまして、入札を執行して、執行残900万円が重立ったものでございます。

それ以外に教科書の改訂に伴うデジタル教科書を更新いたしましたので、そちらにかかるものが22万7,000円ということで、プラスマイナスをしまして877万3,000円の減額ということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤新一） 渋井議員の質問にお答え申し上げます。

緑地運動公園のテニスコートの改修事業でございます。こちらのほうが当初予算で3,672万円ほど予算がありました。入札の結果、2,556万4,000円の入札となりまして、残金が1,115万6,000円となった次第でございます。

○議長（佐藤昇市） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 緑地運動公園のテニスコートの整備なんですけど、最低制限価格という観点はありましたのでしょうかね。

○議長（佐藤昇市） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） 入札を執行しましたので、私のほうからお答えいたします。

緑地運動公園のテニスコートの最低制限価格については設けておりません。

○議長（佐藤昇市） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 最低制限価格を設けるととき、設けないとき、ちょっとよく理解ができていないものですから、どんなときには設けなくて、どういうときには設けるのか。その辺をお聞かせいただければと思いますけれども。

○議長（佐藤昇市） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） 一般的に本市において、最低制限価格、予定価格、予定価格は全ての建設、建築工事について設けておりますが、建設建築工事につきましても、最低制限価格については、原則設けているところでございます。今回のテニスコートの改修工事につきましても、特殊な工事というようなこともございます。さらに、以前に烏山地区の運動公園のテニスコートも改修した経緯がございます。

それらの費用等も考慮いたしまして、今回、最低制限価格を設けなかったということございまして、特別設ける理由と設けない理由というのはありませんが、原則最低制限価格は設けているところでございます。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） 一般会計補正予算の7款5目の、今、渋井議員が聞きました一般観光施設運営費、大金駅前観光交流施設の運営費、合わせて584万7,000円とありますけれども、これは確認のために聞きたいんですが、これ、運営費って書いてあるんですが、その前の節の区分のところは備品購入と書いてありますけれども、大金駅前の物産観光交流館の備品費と考えてよろしいんですか、この両方合わせた額は。

さっきイベントのいろいろなものも買うと言ったけれども、それも備品だとすれば備品。それと、前に予算を組んで、今、着工しておりますその建物、これたしか4,000万円近い額だったと思うんですが、それと含めると、これが備品だと考えると、この分だけ増えて四千何百万円ぐらいになるのかな。今、指定管理者を公募している期間だと思うんですが、大金駅前

観光交流館施設に関する総事業費はこの備品も入れると、先ほどの建設予定の今建てている建物代と合わせてこれもかかるのかどうか。その総額が幾らなのか。それについてお聞きしたい。

それからもう一つは、ページ戻りまして14ページ、17款1項2目1節、ふるさと応援寄附金、これ、ここに来てまた200万円の寄附をいただいて209万2,000円だということで大変結構なことだと思います。

ちなみに、これ、聞いていいのかどうか、簡単なことで申しわけないんですが、昨年度のふるさと応援寄附金は幾らだったか。もしおわかりだったら教えていただきたい。

以上2点について伺います。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） 25ページ、観光施設費の内容についてでございますが、その中に備品購入費を584万7,000円ありまして、その内訳で先ほど一般観光施設運営費はイベント用の椅子400台とテーブル30台を購入するための費用336万5,000円ということでございます。

その下の大金駅前観光交流施設運営費は、施設の中に入れる備品と防犯関係のカメラを2台設置すると合計で248万2,000円ということございまして、大金駅前の事業費につきましては、設計から工事、そしてこの備品購入費を合わせますとトータルで3,735万6,000円ほどになる予定です。なお、新年度予算の指定管理料は入っておりません。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） ただいまふるさと応援寄附金の額についての御質問をいただきました。今回、13名の方、209万2,000円でございますが、平成26年度1月現在では、トータルでまいりますと270万2,500円でございます。ちなみに平成25年度につきましては18件で、499万9,065円という実績でございます。

○議長（佐藤昇市） 9番久保居光一郎議員。

○9番（久保居光一郎） それでは、この大金駅前交流館に関する経費は、この備品等も入れて総額で三千七百何万円がいいんだね。了解いたしました。

それから、ふるさと応援寄附金ですが、今年度209万円、昨年度が272万円、前々年度が499万円、若干これ減っていますね。減ってきていますね。中には北海道だったかな、自主財源よりもふるさと応援寄附金のほうが多いという自治体ありましたよね。

ですから、何かそういうですね、今お聞きしたところ、だんだん減っているような感じがしますので、そういうほかからも、これは那須烏山市がふるさとじゃない人からも応援していただけるような、そういう中心となる、ほかの人が興味を持つような、寄附をしたくなるような

そういう事業もあわせてやっていくべきじゃないかなというふうに、これは提言だけしておきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑はありますか。

5番中山五男議員。

○15番（中山五男） いつも質問項目が多くて申しわけありません。もう既にそちらへ出しておきましたので、少し早口で申し上げます。

まず、一般会計6ページに繰越明許費がありますね。1億8,752万1,000円です。これは年度内に執行完了ができなくなった理由と、完了予定、いつごろならばできるのか、完成するのか。これが1点目です。

2点目は、13ページに15款2項2目に、これは林業費の補助金1億31万7,000円なんですけど、これは大金駅前観光交流施設の補助金なんじゃないですか。それならそれでいいんですが。

次に14ページの20款5項1目のコミュニティ助成事業費補助金です。これは750万円減額していますね。これは当初予算で1,250万円、今回750万円ということで、差し引き500万円になってしまったんですね。なぜこれほど減額になったのか、理由をお伺いします。

次に17ページの2款1項8目、これは観光案内板標識設置で500万円を計上しておりますが、このことについてお伺いします。

次に同じところの事業計画策定、5,722万円の計上をしておりますが、これは事業計画策定の目標はいつごろになるのか。内容、頭出しは私らのほうに全議員に渡してくれましたが、このことについてお伺いをします。

次に19ページの3款1項1目、これは国民健康保険会計の繰出金が824万円減額になっていますね。これは12ページの歳入に県の補助金で国民健康保険基盤安定負担金として836万5,000円載っていますが、これはなぜ国民健康保険会計へ繰り入れないのか。入れなくてもいいのか。この辺のところを理由をお伺いします。

次に22ページの4款1項3目です。これは太陽光発電事業ですね。2,212万2,000円も減額していますね。なぜこれほどの減額になったかお伺いをいたします。

次に23ページの6款1項3目です。これは農業経営基盤強化事業ですね。これは予算が4,700万円ほどあったのが、今回1,000万円マイナスになりますね。そうしますと、3,664万円9,000円になるわけなんですけど、これの事業縮小した理由をお伺いします。

次に25ページの7款1項2目、これは商品券発行の件で、もう既に同僚議員が質問をしております。5,285万円載っていますが、これまで発行した効果とか実績というのを検証さ

れているのでしょうか。効果があったかどうかですよ。ここのところをまずお伺いしたいと思います。

次に同じところに新事業創出支援事業ですね。これは当初で267万7,000円が今回50万円マイナスしてあります。なぜこういった事業が当初予定どおりできなかったのか。この実績はどうなったのかお伺いをいたします。

次に26ページの8款5項1目です。これは住宅建設建築物安全ストック形成事業、当初予算が130万円、今回120万円という残り100万円になってしまったんですね。これはほとんど減額してしまったわけなんですけど、なぜなのか。

次に下水道会計の3ページに繰越明許がありますが、なぜこれ、繰り越さなければならなくなったのか。それとこれも完成はどんな予定なのかお伺いします。

次に水道事業の6ページに有形固定資産減価償却費として三角で2,491万8,000円、この説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 中山議員の繰越明許費、6ページの件について答弁いたします。

2の2款総務費1項総務管理費の総合戦略推進事業費5,702万円です。これは地方創生先行型として地方版総合戦略の策定に先行して行う事業を実施するものでございます。国の大型補正により今回の3月補正で計上し、平成27年度に繰り越しいたします。5,722万円の中の5,702万円を繰り越します。平成27年度末に終了予定でございます。

あとの商工観光課、土木費、教育費については各担当のほうから御説明いたします。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） 土木費の道路関係の繰越明許についてなんですが、西野三箇線、滝愛宕台線、田野倉大金線、3路線につきまして、契約は現在済んでおります。西野三箇線については、地権者との建物移転先の協議に不測の日数を要したということで、まだ完了していない。滝愛宕台線につきましては、上下水道管移設の工法協議に不測の日数を要したということですね。田野倉大金線については、JR東日本との工法協議に不測の日数を要したということです。

まだ、工事は終わっていませんが、発注はしてあります。（「完成予定を言ってください」の声あり）これは全て工事費に係るものではないものですから、建物の移転などは補償などがありますので、その補償費を払うときが完成になるわけなんですけど、その補償費を払う日についてはっきり、ちょっと今ここに資料はございません。

3番の河川費の急傾斜地崩壊対策事業費ですね。これは県のほうでやっている事業でありまして、県の要請によりまして負担金200万円のうち78万円を繰り越すというようなことになります。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 網野学校教育課長。

○学校教育課長（網野 榮） それでは、繰越明許費の中の10款の教育費の関係でございます。その中の一番下段でございます烏山小学校施設整備費でございます。こちらにつきましては、烏山小学校のプールの改修事業費の繰り越しでございます。こちらがプールの稼働というのはどうしても6月末から7月稼働ということで、今の段階から設計、もう既に今年度予算で10月に契約をして設計を組んで、1月末にもう設計ができ上がっております。工事のほうは今月にはもう発注になっておりまして、6月20日を目途に工事が完成する形で工事がなされる予定で考えております。そんな関係で、どうしても繰り越して6月直前、プールが稼働する前に完成するというので繰り越しをしたものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） それでは、歳入のほうの13ページの県支出金の中の林業費補助金の中の林業木材産業構造改革事業費補助金1,031万7,000円、中山議員おっしゃるとおり、大金駅前の観光交流施設に木材等の事業で交付が決定し、1,031万7,000円、細かく言うと780円決定したものによる歳入がここに入っているものでございまして、歳出においては、31ページで財源の振り替えをするということになっております。

25ページの商業対策振興費5,185万円は、先ほど申しましたように、商品券発行でございます。先ほども言いましたように、5年間やって、当初予算に計上のために昨年11月の検証をした結果、やはり今の経済情勢がまだまだということで、当初予算に計上する予定でございましたが、今回の地方創生の推進との関係の補助金額ということで今回の3月補正で受け、繰り越しして行うということで、実証的には今までも商品券発行に対して1億1,000万円発行した場合、総務省の見解で156%の効果があるということで、今回も2億7,000万円であれば、4億円の効果があるということで、また進めたいなと思っております。

その下の前回に50万円、新事業創出事業の中で最初に当初は267万円で始めた新事業を今回50万円落とすということでございますが、この落とす事業名は産学連携事業費補助金ということで50万円落としております。当初で50万円限度額を計上しておりますが、ここ三、四年なく、今年度もないということで50万円落としたところでございます。

なお、新事業そのほかの事業は、この科目でやっている事業はベンチャープラザの運営費に150万円と、中小企業競争力の強化支援に50万円計上しまして、1件、特許の関係で17万4,000円支出しているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 中山議員の御質問3点ございます。1点目が14ページの一番下にありますコミュニティ助成事業助成金750万円の減額のことについて御説明いたします。中山議員が質問でおっしゃったとおり、当初予算は1,250万円です。これは1団体250万円で5団体ございました。ですから、250万円掛ける5団体、1,250万円です。この事業の交付決定なんです、一般財団法人自治総合センターから採択を受けたのは2団体でございました。横枕自治会と日野町自治会の2団体が助成を受けたものですから、2団体で500万円でございます。1,250万円から500万円を引いて750万円の減額ということになります。

それと17ページの企画費の中に工事請負費500万円というのがございます。これは地方創生の先行型でございます。山あげ行事が平成28年11月、ユネスコの無形文化遺産登録予定でございます。国内外の観光客に対し、公共施設の表示、道案内等について英語等の多言語表示を行う、追加するとともに、文化財看板の英語表示等を行うための工事費500万円でございます。

3点目がその企画費の中の総合戦略推進事業費の策定期間ということなんです、人口ビジョン地方版総合戦略計画につきましては、アンケート調査、分析等を行いまして、平成27年度中には作成を予定をしております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 大野市民課長。

○市民課長（大野治樹） 私どものほうでは、19ページの繰出金の824万円の減についての御質問がございました。歳入で県補助金の国民健康保険基盤安定化負担金836万円の歳入があるにもかかわらず、繰出金が減額ということの御質問かと思えます。それには資料の国民健康保険特別会計の予算書の8ページをごらんいただきたいと思えます。

この繰出金の受け入れ先であります国民健康保険特別会計の他会計繰入金欄が、歳入のほうにちょうど中段あたりの繰入金というところに掲載されていると思いますが、この一番上にある保険者軽減分の国民健康保険安定基盤の安定繰入金ということで992万9,000円計上されてございますが、この中に県補助金の836万5,000円が入っております。

これらの繰入金と県、国の補助金の歳入の精査によりまして増減額が出て、他会計からの繰り入れについては減額で、その分については、国、県補助の増額によって一般会計繰り入れは減額になったという状況でございます。

○議長（佐藤昇市） 零環境課長。

○環境課長（零 友二） 議員御質問の22ページの4款1項3目の2,212万2,000円の減額についてお答え申し上げます。

ここの部分につきましては、太陽光関係の再生可能エネルギー機器等設備補助金、各家庭が太陽光パネルを設置した場合の補助金についてと、学校もしくは公民館に太陽光パネル、蓄電池等を設置した金額の減額となっております。ちなみに、再生可能エネルギーの各家庭の補助の状況なんですけど、当初予定した金額が1,370万円ほど予定したんですけど、以前の消費税のアップの関係かとは思われますが、今年度かなり少なくなっております。太陽熱利用も当初30件を予定しておりましたが、予約件数で7件、木質バイオマスにつきましては当初30件が3件、太陽光発電につきましては、当初予定が84件が55件というふうな状況になっております。この太陽光の補助金関係についてが670万円の減となっております。

それと、委託料の関係なんですけど、これは先ほど申し上げましたとおり、学校、公民館についての太陽光パネル、蓄電池等を設置する工事の設計委託費となっております。指名競争入札を実施した結果、当初予算額が540万円が329万4,000円というふうなことで、210万6,000円の不用額が出て、その金額が減となっております。

続きまして、太陽光パネル等を設置して、そちらのほうの工事費の関係なんですけど、これにつきましては、烏山南公民館、荒川中学校、七合小学校と3カ所実施いたしました。当初の予算額なんですけど、6,900万円を見込んでおったんですけど、こちらのほうは一般競争入札を実施した結果、5,568万4,000円が最終的な所要額となり、1,331万6,000円が不用額となったわけでございます。合計いたしますと2,212万2,000円が不用額となり、その金額が減額となりました。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 本日の会議時間はあらかじめ延長いたします。

大谷上下水道課長。

○上下水道課長（大谷頼正） 中山議員からの質問、2つほどあります。1つは下水道事業会計補正予算の繰越明許費の理由ですね。それと、水道事業会計の有形固定資産減価償却費の内容について。

まず1つ目、下水道事業特別会計補正予算の繰越明許費についてですが、これにつきましては、まず、舟戸マンホールポンプ場の電気設備工事と下水道管の管渠工事及び舗装工事分にな

ります。平成26年度6月に補正予算で計上した汚水処理施設整備交付金が平成27年度までの計画分を含んだ内示額となりまして、実施設計に不測の日数を要しました結果としまして、管渠工事、舟戸マンホールポンプ場の設備工事の発注が遅くなりました。

このため契約後、電気設備工事につきましては、電気設備機器の製造に不測の日数を要することとなったことから、年度内に完成ができなくなったため繰り越しするものです。

また、管渠工事については、地元説明会后、工事対象地区の商店会等から年末年始の工事について工事規制の要請があり、関係者との協議により工事箇所、工期、工事方法の調整を行ったため、年度内に完成ができなくなったことから繰り越しをするものです。

また、舗装工事につきましては、管渠工事の後、舗装復旧をするため繰り越しをするものです。12月末に栃木県の担当課と協議をしまして、平成27年度の6月末ごろまでには工事が終わる予定でございます。

次に、水道事業会計の有形固定資産減価償却費の減額についてです。これまで補助事業で建設した水道関係の構築物につきましては、みなし償却の制度によりまして補助金額を除いた部分について減価償却をしておりました。今回の制度改正により、補助金相当額部分の減価償却をすることとなり、かつ同額分を長期前受金という名目で負債に計上し、毎年減価償却にに応じて補助金相当額を長期前受金戻し入れという名目で収入として取り扱うこととなりました。

以上のことから、当初予算に計上していた減価償却費について補助金相当額を精査しましたところ、多く計上していた2,191万8,000円を減価償却費から減額するもので、あわせて同額を収入の長期前受金戻し入れから減額するものであります。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 堀江農政課長。

○農政課長（堀江豊水） 農政課のほうは、一般会計23ページの農業経営基盤強化事業の1,043万5,000円の減額についての御質問でございます。

これは昨年の雪害によりますハウス等の倒壊に要する経費でございまして、企業が2カ所、個人で24カ所のパイプハウス等々の雪害に対する事業でございましたが、撤去に関しましては100%というようなお話だったところが、国のほうもかなり件数が増えてきたということで限度を設けるといふようなことで、若干限度額を設けられてしまいまして、それらの若干の減、それから、個人で撤去しちゃったのでいいですよという件数が5件、補助はいいですよという方、それから、再建はもういいですよという方が6件、そういうもろもろの経費の精査をしますと、今回の1,000万円を超える減額ということになってございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） 一般会計の26ページの土木費なんですけど、住宅建築物安全ストック形成事業費が120万円減額になったということです。これは、この事業は地震による既存の民間木造住宅の倒壊等の被害を未然に防止するため、昭和56年6月以前に建築された新耐震設計基準に満たない住宅に対して耐震性の向上を図るといような事業です。

この事業の中には、耐震の診断とあともう一つ、耐震の改修というふうに分かれているわけなんですけど、耐震の診断が1件当たり10万円なんですけど、それが予算では5件、耐震の改修が80万円なんですけど、これを1件、当初の予算では見込んでいたんですけど、お知らせ版などとか、市のホームページなどでも知らせていたわけなんですけど、耐震診断の1件の10万円しか希望者がなかったといようなことで120万円の減になっています。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 一通り御答弁をいただきました。ありがとうございました。

2点ほど再質問をしたいと思います。まず、商工観光課長、この商品券の発行の件なんですけど、私の質問したのは、これまで5回発行して、果たしてその効果があったのか。実績があったのか。そこを私はお伺いしたかったんですけど、このことについて具体的な実績、この那須烏山市の実績というのは、本当に消費拡大につながったのかどうかということを知りたかったんです。

実は私もほとんど10万円ずつ購入をしています。なぜ買うかといえば、プレミアム10%つきますから、結果的に商品は1割引で買えるようなものですよ。そんなことから買ってはいるんですけど、じゃあ、それで何を買うかといえば、私は申しわけないですけど、ガソリンとか、もうこれはこの商品券がなくても今まで買わなくてはならないようなものばかりで、商品券を発行したから、それによって余分なものを買ったというのは私の場合全くありません。

そういうような面で、私は果たしてこの商品券発行がどの程度の消費拡大につながったのか、私は非常に疑問に思っているんですよ。もうこれは議員の皆さんも買った方が相当いますし、そちら、執行部の皆さんも買ったかもしれませんが、本当に消費拡大につながったとお思いでしょうか。これはさらに検証してから、実施に踏み切っていただきたいと思っているところがあります。

それにもう一つ、地域創生関係の事業費が5,722万円計上しております。これは地方創生大臣が、このことにつきましては地方みずから明確な策定目標を設定して、効果、検証をきちんと実施してもらいたい。そういう市町村に限って交付しますよと、そうなっていますよね。これは実は私らの全国市町村広報というのが来ているんですけど、その中にちゃんと記載されているんですよ。これは議会議員なら全部配付されていますからわかっているはずなんですけど

ね。

すなわち市町村みずから将来どうすればいいのかを考えてもらいたい。そういうきちっとした策定のできたところについては交付しますよと、なっているわけなんですね。策定の目標は年度の3月までとなっていますよね。まだこれから1年あります。

では、地方創生大臣のこの発言の内容を見ますと、小規模な市町村に対しては希望に応じて国家公務員等を市町村に派遣するよと。そして、政策目標策定のための応援もしますよ。人材支援の制度もありますよと、こう言っているわけなんですけど、那須烏山市ではその必要はないんでしょうか。自前でもって全部政策目標を策定できるのでしょうか、お伺いします。

○議長（佐藤昇市） 堀江商工観光課長。

○商工観光課長（堀江功一） プレミアム商品券につきましては、先ほど説明がありましたように、今回の地方創生の中の地域消費喚起生活支援型ということで、国が5,200万円、那須烏山市に財政力の強さによってこの金額が交付されるということです。これを使うことに、全県内一斉にこの商品券発行になります。そういう中で、やはりほかの市町村も2割です。本市においても20%の商品プレミアムを発行したいなという考えを持っております。

商品券を発行することで、先ほど経済波及効果ということで、総務省の統計によると112%の効果があつたということでは言いましたけれども、あとは購買力が出ますので、やはり現在、冒頭で市長の挨拶にもありましたように、まだまだこの地域まで円高とかいろいろなアベノミクスの効果が来ていないということが実感でございますので、やはり今年度もこれをもとに購買力を上げて、商店街の活性化。

あわせて今回、商品券も今まで1,000円ですが、500円の券も発行して、商店の加入数を増やしてはどうかという要望も商工会のほうにしておりますので、それによって件数が増え、購買意欲が地域全体に広がっていくことを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 質問、答弁は明快にお願いします。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 地方創生交付金につきましては、一般質問の中で平塚議員が質問をしているようでありますから、そこで伺うことにします。結構です。

○議長（佐藤昇市） ほかに質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第10号から議案第17号までの8議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。

初めに、日程第25 議案第10号 平成26年度那須烏山市一般会計補正予算第7号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第26 議案第11号 平成26年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算第3号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第27 議案第12号 平成26年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第28 議案第13号 平成26年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第29 議案第14号 平成26年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第30 議案第15号 平成26年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第31 議案第16号 平成26年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算第3号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第32 議案第17号 平成26年度那須烏山市水道事業会計補正予算第3号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りします。日程第33 議案第1号から日程第41 議案第9号までの平成27年度当初予算については関連がありますので、9議案を一括して議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

◎日程第33 議案第1号 平成27年度那須烏山市一般会計予算について

◎日程第34 議案第2号 平成27年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について

◎日程第35 議案第3号 平成27年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について

◎日程第36 議案第4号 平成27年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第37 議案第5号 平成27年度那須烏山市介護保険特別会計予算について

◎日程第38 議案第6号 平成27年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について

◎日程第39 議案第7号 平成27年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について

◎日程第40 議案第8号 平成27年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算について

◎日程第41 議案第9号 平成27年度那須烏山市水道事業会計予算について

○議長（佐藤昇市） したがって、議案第1号 平成27年度那須烏山市一般会計予算から議案第9号 平成27年度那須烏山市水道事業会計予算までの9議案を一括して議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第1号から議案第9号まで提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 平成27年度那須烏山市一般会計予算についてであります。本市の財政状況は、市債残高が増嵩するとともに、経常収支比率が高率に推移するなど、財政の硬直化が懸念をされているところでございます。

国においては、新たな経済政策といたしまして地方創生事業に取り組みます。これは人口減少の克服や地域経済活性化を図るために、平成27年度の地方財政計画で1兆円程度の予算が計上されております。

さて、平成27年度一般会計予算であります。歳入では景気の低迷などから、市税収入の伸び悩み、地方交付税を初め国県補助金の縮減、廃止など、財源の確保がますます困難な状況にあります。

一方、歳出では、合併特例債の発行により、市債償還金や少子高齢化に伴う扶助費、医療費の増加による国民健康保険、介護保険特別会計の繰出金の増加など、今後ますます厳しい財政運営が続くものと予想されます。

このような中で、市民目線で開かれた行財政運営を目指し、市民福祉の向上と安全安心なまちづくりを進めるために、市中長期財政計画、市総合計画後期基本計画に基づき、計画的な予算執行を進めることといたしております。また、今後の公共施設再編整備方針に基づく投資的経費を考慮し、限られた財源を計画的に活用することを基本といたしまして予算編成にあたってまいりました。

この結果、平成27年度一般会計の歳入歳出予算総額は、昨年度同額116億9,300万円といたしました。

主な内容を申し上げます。歳入でございます。市税は、前年度比1,471万7,000円、0.5%減といたしまして、総額で28億2,440万3,000円であります。主な税目では、市民税は個人・法人市民税とも減額を見込み、固定資産税は昨年度とほぼ同額程度を見込みました。

地方交付税は、地方財政計画等を勘案し、前年度比0.4%増の45億円といたしました。うち、普通交付税は40億円、前年度確定額41億5,811万2,000円に対しまして3.9%の減でございます。

国庫支出金は、旧下江川中学校大規模改修事業の公立学校施設整備補助金の増額があるものの、前年度比2,937万7,000円、2.6%減の10億7,964万7,000円といたしました。繰入金は、財源不足を財政調整基金から繰り入れるものでありまして、前年度比4,308万2,000円、7.8%増の5億9,275万7,000円といたしました。

市債は道路整備事業、旧下江川中学校施設整備事業などの合併特例債事業が主でございますが、前年度比8,740万円、9.3%減の8億4,830万円といたしました。

臨時財政対策債は、地方交付税と同じく国の地方財政計画等を勘案し、前年度同額の5億円といたしました。

歳出でございます。議会費は市議会議員共済負担金等の増額により、前年度比652万7,000円、4.2%増の1億6,141万7,000円といたしました。

総務費は、市有財産整備費、元気情報発信事業や市議会議員選挙の減額などによりまして、前年度比4,353万6,000円、3.4%減の12億5,367万7,000円といたしました。

民生費は、国民健康保険、介護保険特別会計繰出金や保健福祉センター施設整備費などの増によりまして、前年度比8,394万1,000円、2.5%増の34億9,843万3,000円といたしました。

衛生費は、南那須地区広域行政事務組合負担金や水道事業会計繰出金の減により、前年度比2,475万4,000円、1.7%減の14億4,432万2,000円といたしました。

労働費は、雇用対策事業の縮小によりまして、前年度比5万3,000円、9.2%減の52万4,000円といたしました。

農林水産業費は、畜産振興費や農村環境改善センター施設整備費などの増によりまして、前年度比1億1,241万円、31.9%増の4億6,520万9,000円といたしました。

商工費は、商工振興資金貸付事業費や山あげ会館施設整備費などの増によりまして、前年度

比2,347万3,000円、6.2%増の4億362万1,000円といたしました。

土木費でございます。社会資本整備総合交付金、合併特例債等を活用した道路整備費などの減によりまして、前年度比1億7,978万3,000円、18%減の8億1,723万9,000円といたしております。

消防費は、南那須地区広域行政事務組合負担金などの減によりまして、前年度比860万1,000円、1.4%減の6億714万円といたしました。

教育費は、旧下江川中学校施設整備費、烏山中学校施設整備費、小中学校スクールバス運行費などの増により、前年度比1億7,175万7,000円、12.3%増の10億6,857万9,000円といたしました。

以上の結果、歳出予算の目的別構成比では、民生費が29.9%、教育費13.4%、衛生費、公債費12.4%の順でございます。

また、性質別構成費でございますが、補助費等が19.8%を占め、以下、人件費17.1%、物件費15.8%、扶助費13.7%となっております。

議案第2号 平成27年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算についてであります。

国民健康保険は、他の医療保険事業に比べ、高齢者及び低所得者層を多く抱える構造的な体質を持っておりまして、その運営は極めて厳しい状況でございます。このため、経費の節減合理化を図りつつ予算を編成いたしました。

国民健康保険特別会計の事業勘定から御説明を申し上げます。平成27年度事業勘定の歳入歳出予算総額、前年度比10.9%増の39億6,698万4,000円であります。

歳出の主な内容は、保険給付費が予算総額55.9%を占め、次に、共同事業拠出金21.7%、後期高齢者支援金等13.7%、介護納付金6.5%でございます。

主な財源は、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金であります。うち国民健康保険税は、前年度比ほぼ同額の8億5,912万3,000円を計上いたしました。なお、財源不足につきましては、財政調整基金繰入金より1億2,100万円、一般会計より4,334万6,000円を措置いたしております。

次に、診療施設勘定であります。平成27年度診療施設勘定歳入歳出予算総額は、前年度比1.0%増の7,386万7,000円であります。

歳出の主なものは、総務費が予算総額の61.6%を占め、次いで医業費が34.1%でありまして、主な財源は診療収入でございます。

なお、本案は、過日の国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりの答申を得ておりますことを申し添えます。

議案第3号 平成27年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算についてであります。平成

27年度熊田診療所特別会計の歳入歳出予算総額は前年度比360万3,000円、6.8%減の4,959万7,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費が67.1%を占め、続いて医業費が31.8%であります。これらの財源は、診療収入及びへき地医療交付金をもって措置をし、不足財源につきましては一般会計繰入金をもって措置をいたしました。

診療所は、地域の一次医療機関として、地域住民の医療の確保と健康増進に大きな役割を担っております。経営につきましては厳しい状況はございますが、今後とも健全運営に努める所存でございますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第4号 平成27年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。平成27年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算総額は前年度比約3.4%減の3億1,274万8,000円であります。

歳出の主な内容は、保険料の広域連合納付金が88.6%を占め、次いで健康診査事業が9.5%でございます。

主な財源は、後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金であります。うち後期高齢者医療保険料は、前年度比約6.7%減の1億8,894万3,000円あります。繰入金は、国民健康保険と同様に、低所得者や被用者保険の被扶養者に対しまして減額をいたしました保険料額を補填するために、県及び市が負担する保険基盤安定繰入金を8,821万5,000円、事務費繰入金は1,391万円計上いたしました。

なお、後期高齢者医療の被保険者見込数は4,883人でありまして、昨年度の平均被保険者見込数4,835人の1%増といたしております。

議案第5号 平成27年度那須烏山市介護保険特別会計予算についてであります。平成27年度介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は前年度比4,030万円、1.6%増の26億1,220万円でございます。

歳入につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費の財源といたしまして、第1号被保険者介護保険料を初め国、社会保険診療報酬支払基金、県及び市の負担金が主なものであります。

また、歳出につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費などであります。

平成26年度に新たな那須烏山市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画を策定し、平成27年度はその初年度となりますが、引き続き介護給付費の適正化に努めるとともに、市地域包括支援センターが中心となりまして、高齢者への介護予防事業といたしまして、ふれあいの里事業新規開設や介護予防プログラム、運動機能の向上、口腔ケアの実施などに積極的に取り組み、介護予防の推進を図り、健康や生きがいがづくりの事業の充実を図ってまいります。

また、平成27年度につきましては、第6期計画から始まる新制度であります介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けたモデル事業を行い、平成27年度から本格的な実施に向けて、介護保険の適用を受けない方を対象にした生きがいデイサービス事業等を実施をしております。

今後において予想されておりますさらなる高齢化社会に対応するため、介護サービスの充実と質の向上及び介護保険事業の円滑な運営に努めてまいる所存であります。

議案第6号 平成27年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。平成27年度農業集落排水事業特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比500万円、7.9%減の5,870万円であります。

歳出の主な内容は、水処理センター等施設の維持管理費及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。財源につきましては、事業加入金、使用料、一般会計繰入金及び市債等をもって措置をいたしました。

興野地区の農業集落排水事業は、平成12年1月の供用開始以来、施設の維持管理及び水洗化率の向上に取り組んでおりまして、平成26年3月末水洗化率は85.3%となっております。

議案第7号 平成27年度那須烏山市下水道事業特別会計予算についてであります。平成27年度下水道事業特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比1,680万円、3.4%減の4億7,610万円であります。

歳出の主な内容は、水処理センター等の維持管理費、舟戸マンホールポンプ場建設工事費、管渠工事及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。

財源は、受益者負担金、下水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金及び市債等であります。

下水道事業は、平成25年3月に全体計画の見直し及び認可区域の拡大を行いました。烏山中央処理区における平成26年3月末の整備面積は、約100.3ヘクタールで、水洗化率は32.3%、年間汚水処理量は14万994立方メートルであります。

また、南那須処理区は、平成25年3月末までに全体計画区域63.8ヘクタール全ての整備が完了しておりまして、水洗化率は88.0%で、年間汚水処理量は21万2,069立方メートルであります。

今後は、烏山中央処理区の整備を進めるとともに、引き続き水処理施設の良好な維持管理と水洗化率の向上に努めてまいる所存であります。

議案第8号 平成27年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算についてであります。簡易水道事業は、安全安心な水道水の供給によりまして、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため、円滑な事業運営と水道施設の維持管理に万全を期してまいる所存であります。

本会計の予算総額は1億69万円であります。主な内容につきまして、簡易水道の人件費、維持管理費、市債の償還に伴う元金及び利息であります。

これらの財源につきましては水道使用料、加入金、一般会計繰入金等をもって措置をいたしております。

議案第9号 平成27年度那須烏山市水道事業会計予算についてであります。水道事業につきましては、市民生活を支える重要な公共インフラでありますことから、引き続き健全運営と公共の福祉増進に心がけ、良質で安全な水道水を安定的に供給をすることによりまして、多くの市民から信頼される水道事業経営を推進をしてまいります。

また、事業経営におきましては、収納率の向上、経費の節減など、なお一層の企業努力を重ね、利用者の利便性とサービスの向上を図るとともに、自然災害に対する備えにも十分配慮しながら、今後も公衆衛生の維持と安定供給のため、施設の管理や整備等に努めてまいります。

平成27年度当初の業務概要は、給水戸数8,635戸、年間給水量232万3,164立方メートル、1日の平均給水量6,364立方メートル、主な建設改良事業費は2,683万3,000円であります。

収益的収入の主なものは、水道料金、他会計補助金等で5億7,284万7,000円でございます。収益的支出の主なものは、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、支払利息等で5億5,047万5,000円であります。

投資的経費であります資本的収入の主なものは、他会計出資金等で4,856万4,000円であります。

資本的支出の主なものは、建設改良費といたしまして大金、月次地内の配水管の敷設事業費等であります。そのほかに企業債償還元金等を含め2億9,664万7,000円を計上いたしました。

以上、議案第1号から議案第9号まで一括提案理由の説明を申し上げました。何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいま上程中の平成27年度当初予算につきましては、3月11日の本議会におきまして総括質疑の後、各常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、平成27年度当初予算の質疑及び常任委員会の付託については、3月11日と決定いたしました。

◎日程第42 議案第39号 字の名称の変更について

○議長（佐藤昇市） 日程第42 議案第39号 字の名称の変更についてを議題とします。
本案についての提案理由の説明を求めます。
大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第39号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地籍調査事業の実施に伴い、現況に符号しない字の区域が生じたために、字名変更について、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

当該地は、平成24年度から平成25年度にかけて実施をいたしました曲田地内及び大木須地内の地籍調査事業で、現況と符号しない地番が生じたために、字の名称変更を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、都市建設課長から説明をさせますので、御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） それでは、補足説明を申し上げます。

字の名称の変更についてなんですが、地籍調査事業につきましては、平成24年度から曲田地区の一部78ヘクタールを、平成25年度は曲田地内の一部44ヘクタール、大木須地内の一部71ヘクタールを、平成24年度と平成25年度の総面積は193ヘクタール実施してきたところであります。それぞれ平成26年8月7日及び平成26年12月3日付で認証されております。

変更調書には、変更前の大字、小字の地番50筆が、変更後の字名に変更されることとなります。資料の変更調書というところを見ていただきたいと思いますと思うんですが、変更前と変更後が、例えば下田の8の2が、変更後はトノマの8の2というふうになるわけですね。吉原171の3は高田の170に合筆されて、171の3がなくなるわけです。そのように変更調書が載っています。

その後が、次のページには字名の変更に係る区域図を、さらに次のページには地籍図をつけてございます。このようところが今回、字の変更になる区域のところです。

最後に、地番が書いてある地籍図を見ていただきたいんですが、A3判の地籍図ですね。旧字名を黒字、新字名を赤で、該当する地番を桃色で示しております。ですから、8の2は下田からトノマの8の2というふうになるわけです。

以上のとおり補足説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにより御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第42 議案第39号 字の名称の変更について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第43 議案第40号 平成26年度那須烏山市水道事業会計資本金の額の減少について

○議長（佐藤昇市） 日程第43 議案第40号 平成26年度那須烏山市水道事業会計資本金の額の減少についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第40号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成26年度水道事業会計の資本金の額の減少について、地方公営企業法第32条第4項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

主な内容は、地方公営企業法の一部改正により、補助金等で取得いたしました固定資産の償却制度が変更となったことから、合併前の旧両町における補助金等相当分の16億637万1,934円を資本金から長期前受金に振り替えるものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（佐藤昇市） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

大谷上下水道課長。

○上下水道課長（大谷頼正） 命によりまして、ただいまの議案について補足説明いたします。

公営企業会計の基準の改正は、平成26年度の予算及び決算から適用されることになっております。今回の制度改正により、議会の議決を経て資本金の額を減少させることができるとされました。

従来の会計基準では、国からの補助金などを受けて施設などの固定資産を取得した場合は、この補助金などは資本に計上することとされておりました。新たな会計基準では、これらの補助金などのうち、減価償却が必要な資産に充てたものは長期前受金として負債に計上することとし、これにより取得した資産の減価償却にあわせて毎年度収益として計上することとなりました。

合併前の旧南那須、烏山町で国庫補助事業により整備した水道施設で、補助金に相当する額につきましては、これらを合併時に資本金として計上しておりました。今回の制度改正に伴い、補助金相当額を資本金から削減し、負債である長期前受金として計上するものであります。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第43 議案第40号 平成26年度那須烏山市水道事業会計資本金の額の減少について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第44 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（佐藤昇市） 日程第44 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は付託第1号のとおり1件です。この請願書等については所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤昇市） 異議なしと認めます。

よって、陳情書第1号の那須烏山市情報公開条例の一部改正については、所管の総務企画常任委員会に付託します。

○議長（佐藤昇市） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は明日午前10時から開きます。

これで本日は散会します。大変御苦労さまでした。

〔午後 5時39分散会〕